

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度自己評価一覧

基本方針1

基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり

■基本施策（1） 教育・保育サービスの充実

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
1	通常保育事業	保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実感及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。	保育サービスの充実のための第三者評価受審の推進	公立保育園は、5年に1回の間隔で実施する計画であるが、今年度は該当園なし	公立2園（さきたま保育園、永田保育園）	A	公立保育園は、計画どおり5年に1回の間隔で実施。民間施設においては1園で実施した。	民間施設における受審の促進	継続実施	継続実施	保育課
2	延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業(9)】	保護者の就労などで、通常の保育時間を超える場合に延長して保育を行います。		施設数 24か所 利用実人数 420人	施設数 24か所 利用実人数 370人	A	目標の施設数で実施し、午後6時30分以降の保育ニーズに対応した。	利用人数等によりニーズを見極めながら、実施施設を確保する。	施設数 24か所 利用実人数 411人	施設数 24か所 利用実人数 389人	保育課
3	休日保育事業	保護者の就労などで休日における保育が困難な児童の保育を行います。		継続実施	施設数 4か所 利用実人数 31人 利用延べ人数 682人	A	地区ごとに実施施設を確保し保育ニーズに対応した。	利用人数等によりニーズを見極めながら、事業拡大等について検討する。	継続実施	継続実施	保育課
4	障害児保育事業	障害や発達の違いがある児童の保育については、こども家庭センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。		全施設で継続実施	発達支援保育審査会を2回実施（新規認定児数） 7/28...28名、2/9...36名	A	支援が必要な児童に対し、発育状況に応じた保育士の加配を行った。 審査会以外にも、早急な対応が必要な場合、委員への持ち回り決裁により加配に向け、柔軟に取り組んだ。	加配に対する保育士の確保	継続して全施設で実施	全施設で継続実施	保育課
5	病児・病後児保育事業【地域子ども・子育て支援事業(10)】	病院や教育・保育施設などに付設された専用スペースなどにおいて、病気の児童を看護師などが一時的に保育を行います。	・病児・病後児対応型	【病児・病後児対応型】 施設数 2か所 利用延人数 376人	【病児・病後児対応型】 ・病児 2か所 111人（※うち、1か所は人員不足により、令和5年度から一時休止） ・病後児 1か所 8人	C	2施設において病児・病後児保育を提供。1施設一時休止のため。	人材確保が困難なことから1施設休止となっているため、安心安全に利用できる受け入れ体制の確保。（R8年度も休止） 利用ニーズに応じた実施施設の検討。	実施施設においては継続実施	【病児・病後児対応型】 施設数 3か所 利用延人数 348人	保育課
6	乳児等通園支援事業【地域子ども・子育て支援事業(17)】	0歳6か月から満3歳未満児を対象に、保護者の就労要件を問わず、保育を行います。		利用定員数 0人 ※令和8年度からの実施に向けて、準備	利用定員数 0人	A	令和8年度からの実施に向けての準備が完了し、令和8年度4月から実施できたため。	令和8年度から実施する新しい事業であるため、まずは公立保育園2施設で実施。利用状況を鑑みて、令和9年度以降の事業展開（民間事業者への拡大等）を検討する。	1施設当たりの利用定員3人/日	利用定員数 27人	保育課

■基本施策（2） 地域における子育て支援サービスの充実

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
7	利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業(1)】	子どもやその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供のほか、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	基本型（子育てコンシェルジュ）、特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型の配置	基本型（子育てコンシェルジュ）・特定型（保育コンシェルジュ）の配置	基本型（子育てコンシェルジュ）4名（1名/日）、特定型（保育コンシェルジュ）1名を配置した。	A	目標どおり、子育てコンシェルジュ及び保育コンシェルジュを配置し、相談や情報提供を行うことができた。	利用者支援事業の周知やコンシェルジュからの積極的な情報発信により、事業の充実を図る。	基本型（子育てコンシェルジュ）・特定型（保育コンシェルジュ）の配置	基本型（子育てコンシェルジュ）・特定型（保育コンシェルジュ）の配置	子育て支援課
			・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 89.5%	・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 87.0%		B	こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉が連携し、家族全体を含めた支援が入りやすくなった。ただし、妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合は目標値に届かなかった。	こども家庭センターの機能を拡充、産後ケア事業の拡充を図り、産後間もない時期の支援を充実し、妊娠中から出産後まで安心して過ごせる体制の整備が必要。	・こども家庭センター型 1か所継続 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 87%以上	・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 91.5%	子育て相談課
8	産後ケア事業【地域子ども・子育て支援事業(19)】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施し、安心・安全な子育てができる環境を整えます。		利用者割合 43%	利用者割合 52% 宿泊型：実人数130人 利用日数452日 通所型：実人数157人 利用日数402日 居宅訪問型：実人数12人 利用日数20日	A	・令和6年度よりユニバーサルサービスに移行したため、利用を希望する多くの方が対象となり、利用者割合は大きく伸びている。	・今後は電子申請を導入予定のため、来所のみで可能であった申請手続きの負担を軽減することで、事業の充実を図る。	利用者割合 54%	利用者割合 60%	子育て相談課
9	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。	子育てサロン	（子育てサポートステーション所管） 直営1か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 15,532人	（子育て相談課所管） 直営 1か所、委託 2か所 大人 8,254人、子ども 9,289人 出張サロン 5か所 大人 512人、子ども 555人 利用延べ人数 18,610人	A	目標の利用人数に達することができ、遊びと交流の場を提供するとともに、子育てについての相談や情報の提供なども行うことができた。 利用する子どもの低年齢化に伴い、行事を見直し、実施したこと主要因として大きかったと思われる。	低年齢での就園も多くなり、利用する子どもの低年齢化が予想されるため、乳児を対象とした行事の継続的な実施を検討していく。	（子育てサポートステーション所管） 直営1か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 19,450人	（子育てサポートステーション所管） 直営1か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 13,979人	子育て相談課
			子育てサロンの実施	（保育課所管） 施設数 15か所 利用延人数 5,773人	（保育課所管） 施設数 15か所 利用延人数 9,515人	A	目標の利用人数に達し、子育てに関する相談ニーズに対応した。	市全体のサロンの実施状況を踏まえ、利用者が少ない施設のニーズ等を把握する。	（保育課所管） 施設数 15か所 利用延人数 5,045人	（保育課所管） 施設数 15か所 利用延人数 5,045人	保育課
10	ファミリー・サポート・センター事業【地域子ども・子育て支援事業(7)】	子育てをサポートしてほしい人（利用会員）とサポートする人（サポート会員）が会員登録して、会員の仲介（マッチング）を行います。また、事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	・サポート会員による子どもの預かり、送迎 ・ファミリーサポートセンター会員養成講座	サポート率 99%以上	サポート率99.63%	A	目標値を上回るサポート率を達成できた。 また、重大な事故やトラブルもなく、安全かつ円滑に事業を継続できた。	ニーズの多様化や特定会員の頻回利用により、調整が困難な事例がある。今後は事業の持続性を考慮し、新規会員の確保や制度の再周知により理解を求めていく。個々の事情に寄り添いつつ、活動負担の平準化を図ることで、誰もが無理なく活動できる体制を維持する。	サポート率 99%以上	サポート率 99%以上	子育て支援課
11	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業(11)】	昼間、保護者などが家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	児童クラブの運営、支援	待機児童数 0人	待機児童数 0人	A	目標どおり待機児童0人とすることができ、民設・公設クラブで適正な受け入れ人数を確保することができた	少子化は進んでいるが、高学年の利用者のニーズが高く、利用者数は横ばいとなっている状況を踏まえた適正な受け入れ人数の確保が課題。 既存施設の有効活用による適正な受入定員の設定と、公民連携による柔軟な協力体制の強化を図り、地域の実情に応じた運営体制を構築していく。	待機児童数 0人	待機児童数 0人	子育て支援課

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度自己評価一覧

基本方針1

基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり

12	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業(6)】	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童などを預かる制度です。本市では民間のNPO法人などに委託して実施しています。		一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数：250日	利用延べ日数：216日	A	昨年度から利用申請件数は増加し、「育児疲れ」「育児不安」を理由とした利用申請が多数であった。 緊急で利用を要する事態もあったが、事業者と密に連絡を取り合うことで対応することができた。	保護者のニーズは増えており、土日祝日の利用に関しては他の利用者との重複や委託が事業者都合で受入が困難なことがあるため、現状の委託事業者以外にも受け入れ先を確保する必要がある。また、里親委託の検討が必要である。	保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数：250日	一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数：250日	子育て相談課
13	一時預かり事業【地域子ども・子育て支援事業(8)】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に教育・保育施設やその他の場所で一時的に預かります。	・幼稚園、認定こども園での在園児を対象とした預かり保育 ・保育園での一時預かり ・幼稚園、認定こども園での在園児以外を対象とした預かり保育	施設数 11か所 利用延人数 18,000人 施設数 10か所 利用延人数 1,640人	【幼稚園型】 施設数 10か所 利用延人数 26,366人 (うち在園児以外 602人) 【一般型】 施設数 10か所 利用延人数 1,935人	A	一時預かりのニーズに対応するため、各施設で事業継続に取り組んだ。	地域ごとの利用ニーズを踏まえ、実施施設を検討する。 利用人数等によりニーズを見極めながら、事業拡大等について検討する。	施設数 10か所 利用延人数 17,452人 施設数 10か所 利用延人数 1,787人	施設数 11か所 利用延人数 15,732人 施設数 10か所 利用延人数 922人	保育課
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業(12)】	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成します。		継続実施	物品購入に要する費用又は行事への参加に要する費用助成 0人 未移行幼稚園副食費免除 延べ0人	A	対象者に対し、利用に係る実費負担の助成ができるよう準備を整えていた。 申請はなかったが、提供体制は確保していた。	対象者への制度周知	継続実施	継続実施	保育課
15	多様な事業者の参入促進・能力活用事業【地域子ども・子育て支援事業(13)】	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育などの提供体制の確保を図ります。	①新規参入施設等への巡回支援 ②社会福祉法人が設置する認定こども園の1号認定の支援児への補助	継続実施	①8ヶ所 ②対象者なし	A	①巡回支援事業支援員の訪問や連携施設園長からの保育に関するアドバイス等により、小規模保育施設における保育の質の向上を図った。 ②実績はなかったが、提供体制は確保している。	①巡回支援事業支援員や連携施設の園長が巡回や電話で確認することにより保育の質の向上につながる。	①継続実施 ②継続実施	継続実施	保育課
16	認定こども園・幼稚園の特別保育事業	認定こども園・幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業（未就園児親子教室、特別支援サポート事業など）を行います。		継続実施	施設数8か所	A	各施設において子育て世帯のニーズに対応するための取組みを行った。	利用ニーズに応じた実施施設・実施内容の検討	継続実施	継続実施	保育課
17	子育て応援券事業	地域の子育て支援サービスの周知と利用が促進されるとともに、子育ての不安や負担感の軽減を図るため、各種子育て支援サービスに利用できる子育て応援券を出生時に交付します。	0歳の児童の保護者に対して、子育て応援券を支給	執行率90%以上	応援券執行率 96.5%	A	目標の90%を6.5%も越えることができた。 近年、子育て応援券に対する注目度があがっているため、新しいサービスや取扱事業所を増やせるかを検討していきたい。	利用ニーズに応じた実施施設・実施内容の検討	執行率を91%を目標にする。	執行率 94%以上 令和7年度は90%を目標、令和8年度から毎年度1%増加を目標	子育て支援課

■基本施策（3） 子育て支援のネットワークづくり

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
18	子育てサロンカレンダーの配布	子育て世代の実態に合わせた周知の方法を検討しながら、子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口などで子育てサロンカレンダーを配布します。		配布枚数 1,100枚	配布枚数 1,100枚	A	出生数や子育てサロンの利用者数に合わせ、配布枚数の調整を行い、目標数の配布は行えた。	出生時や健診時の配布のタイミングや、サロン利用の子どもの年齢などを考慮し、配布枚数は調整や内容を検討していく。	HP等で情報更新を行い、日程、内容の最新情報を発信していく。配布物については、必要な情報が周知できる内容のものを検討していく。	配布枚数 1,000枚	子育て相談課
19	子育てガイドブックの作成と配布	子育てに関する行政情報などを1冊にまとめ、分かりやすい情報提供を行います。 なお、冊子は電子媒体でも作成し、SNSなどが身近な子育て世代を対象として対応しています。		見直しを行い、最新情報での発行を行う。	見直しを実施し、2025年版の新しいガイドブックを発行した。 市内の全保育施設の児童に配布したほか、公民館や子育て関連施設へ配下した。	A	内容について、各課への依頼を行い最新情報で発行を行うことができた。 掲載する場所や記載方法についても見直し、見やすくなるように工夫を行った。	1年に1度の発行のため、年度途中での内容変更があった場合の周知方法について、電子版の修正を随時行っていく。	冊子の見直しに加え、電子版の情報更新を行い、最新の情報での発行を行う。	毎年度見直しを行い、継続実施していく。	子育て支援課

■基本施策（4） こどもの健全育成

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
再掲	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業(11)】《11再掲》	《№11 再掲》	児童クラブの運営、支援	待機児童数 0人	待機児童数 0人	A	目標どおり待機児童0人とすることができた、民設・公設クラブで適正な受け入れ人数を確保することができた	少子化は進んでいるが、高学年の利用者のニーズが高く、利用者数は横ばいとなっている状況を踏まえた適正な受け入れ人数の確保が課題。 既存施設の有効活用による適正な受入定員の設定と、公民館等による柔軟な受け入れ体制の構築を継続していく。	待機児童数 0人	待機児童数 0人	子育て支援課
20	コミュニティ・スクール地域学校協働本部	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。 コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう伴走支援を行った。 コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営について説明を行った。 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を進めることができるように、地域学校協働活動推進員に研修を行うなどの支援を行った。	A	円滑な設置に向け研修会や説明会を実施するとともに、学校運営協議会委員に対して本事業の目的や効果的な運営について説明を行った。 少しずつではあるが、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動が一体的に行われるようになってきている。	令和78年度で市内のすべての学校にコミュニティ・スクールが導入されるので、さらに地域学校協働活動が活発になるように支援していく。	黒磯中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、帯根学園の9校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
21	那須塩原市青少年育成市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの共催	継続実施	・共催により子どもフェスタを開催した。 開催日：令和7年11月8日（土）（なしお博と同日開催） 子どもフェスタ参加者延べ人数：1,180名	A	・子どもフェスタについて、6つの体験ブースで参加者を増やすことができた。 ・「家庭の日」のPR活動を子どもフェスタの会場内で行った。	・子どもフェスタについて、主催団体である市子ども会育成会連絡協議会が本事業の計画においてほとんど関わっておらず、ほぼ事務局主導で実施している。事業実施の目的そのものを見直す必要がある。	継続実施	継続実施	生涯学習課

基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり
■基本施策（5） 地域における人材育成

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
22	保育士確保事業	教育・保育施設を運営する事業者に対し、市外から移住する保育士の宿舍を借り上げるための費用などの助成をします。	那須塩原市保育士等宿舍借り上げ支援事業	事業周知を図る。 申込み件数：10件	申込み件数：0件 相談件数：2件	C	対象者がいないため、事業実施なし。	・事業者への事業周知を図る。 ・対象者に向けて他の保育士確保事業で市内保育施設のPRを継続する。	事業周知を図る。 申込み件数：5件	継続実施	保育課
23	保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある短期大学などで、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。		継続実施	作新学院大学女子短期大学部において、市内民間保育施設の就職説明会を実施した。2年生78人を対象に、13施設が参加。R7卒業生7人が市内施設に就職した。	A	R6年度実施の反省点を踏まえ、事業内容の見直し（開催時間、参加方法等）を行い実施することができた。	引き続き「作新学院大学女子短期大学部」での説明会を実施するとともに、その他県内保育士養成施設での説明会開催に向け、検討・協議を進めていく。	継続実施	継続実施	保育課
24	保育の質の向上のための研修事業	教育・保育施設などに従事している職員の質の向上のための研修を実施します。		継続実施	保育の質向上に関する講演会：1回 参加人数239名	A	保育士の専門知識や技術習得に寄与し、資質の向上につながった。	・保育の質の向上を図るため、保育士等への研修を引き続き実施する。 ・研修内容・研修方法の検討。	保育の質の向上を図るため、保育士等への研修を引き続き実施する。	継続実施	保育課
25	子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどで従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と共同で実施します。	子育て支援員研修	対象者への周知徹底を図り、県と共同で研修を実施する。	対象者への周知徹底を図り、県と共同で研修を実施。専門研修の受講者数は32名。	A	県作成のチラシを市内の保育施設等に配置し、広く周知を図った。昨年度の受講者数35名と比較して同等の人数の申込があった。	保育施設以外の周知方法の検討。	対象者への周知徹底を図り、継続実施していく。	対象者への周知徹底を図り、継続実施していく。	子育て支援課
26	放課後児童クラブ職員の資質向上研修事業	放課後児童クラブの職員の資質向上のため、障害児対応研修、アレルギー対応研修などを実施します。		年2回以上の研修の実施	年4回の研修（障害児対応研修、アレルギー対応研修、普通救命講習、巡回指導研修）を実施した。	A	目標どおり、年2回以上の資質向上研修を行った。	例年実施している研修に加え、その他にもクラブ職員の資質向上に繋がる研修事業を行う。	年2回以上の研修の実施	年2回以上の研修の実施	子育て支援課

新

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

■基本施策（1） こどもの虐待防止と救済

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
27	児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。		家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人	A	各家庭で抱えている問題や不安を丁寧に聞き取り、話を聞くことで保護者の不安軽減を行ったり、必要な福祉制度につなげるなどの支援を行った。	年々件数が増加している児童虐待に関する相談にきめ細やかな対応をすいていくため、支援に関する知識を高め、資質の向上を図る必要がある。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	子育て相談課
28	子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）【地域子ども・子育て支援事業（5）-2】	児童虐待の防止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者、関係機関との連携をさらに強化します。		関係機関等との連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応を行う。	・代表者会議 1回 ・実務者会議 12回（月1回） ・実務者研修 1回 ・児童家庭相談スーパーバイザーを援助方針会議等に招へいし、家庭相談員等への助言・指導を実施 ・市内の小中学生にSOS相談カードを配布 ・就学前の児童の保護者に児童虐待防止啓発絵本を配布	A	関係機関の緊密な連携により、要支援児童および保護者の早期発見が可能となっている。早期介入から継続的な支援へと繋げることで、虐待の未然防止に大きな役割を果たしている。	関係者・関係機関との連携をさらに強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていく。	・代表者会議 1回 ・実務者会議 12回（月1回） ・実務者研修 1回 ・児童家庭相談スーパーバイザーを援助方針会議等に招へいし、家庭相談員等への助言・指導を実施 ・市内の小中学生にSOS相談カードを配布 ・就学前の児童の保護者に児童虐待防止啓発絵本を配布	関係機関等との連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応を行う。	子育て相談課
29	養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業（5）-1】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問するなど、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、対象家庭が自立できるよう適切な支援を継続し、支援方法を工夫します。	養育支援家庭数	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合4か月児健診時）5%以下	・子育てを楽しくないと思う時がある親の割合（4か月児健診）2.2% ・養育支援訪問家庭数 988	A	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合が昨年度から僅かに減少し、目標を達成した。	出生数は減少しているが養育支援訪問数は増加している中、支援が必要となる適切な時期にタイムリーに訪問し、対象者が安心して育児ができるように支援を行う。	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合4か月児健診時）5%以下を維持	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合（4か月児健診時）5%以下	子育て相談課
30	乳幼児訪問指導の充実【地域子ども・子育て支援事業（4）】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から家庭訪問などによる育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・新生児産婦訪問指導事業（実）40件（延）40件 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業（実）1,609件（延）2,753件 ・乳児家庭全戸訪問事業 580件 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業の訪問数は増加しており、支援が必要な家庭への訪問や専門職による全戸訪問は実施できている。この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合は目標を達成し、現状維持できている。	伴走型の相談支援体制を充実し、切れ目ない支援につなげるため専門職の確保が必要である。	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
31	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	・4か月児健康診査 ・10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・ 6歳児健康診査	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	（健診受診率） ・4か月児健康診査 97.7% ・10か月児健康診査 95.5% ・1歳6か月児健康診査 97.7% ・2歳児歯科検診 97.8% ・3歳児健康診査 96.8% ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	・すべての健診受診率が95%以上と、高い受診率を維持できている。 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合について、目標を達成した。	・乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、乳幼児健診は重要な事業であり、受診率を維持していく必要がある。 ・引き続き未受診の児に対しては不安確認、発育発達の確認、家庭状況など支援していく必要がある。	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
新	32	子育て世帯訪問支援事業【地域子ども・子育て支援事業（14）】	家事・子育てなどに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行います。	家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行い、育児への不安や負担の軽減を図る。	・新生児産婦訪問指導事業（実）40件（延）40件 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業（実）1,609件（延）2,753件 ・乳児家庭全戸訪問事業 580件	A	妊産婦から産後、育児期にかけていくつかの訪問事業の中で、対象者の抱える不安や悩みをききやつすると共に、支援介入をすることができた。	一つの家庭の中でも問題が多様化し複雑なケースが増加しているため、他機関や多職種とのスムーズな連携が課題となる。	継続実施	家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行い、育児への不安や負担の軽減を図る。	子育て相談課
	33	親子関係形成支援事業【地域子ども・子育て支援事業（16）】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、子育てセミナーを開催し、児童の心身の発達状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなどし、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	子育てセミナーを開催し、親子間における適切な関係性の構築を図る。 ・セミナー開催回数 5回	セミナー開催回数 5回	A	専門的知見がある方を講師に招いて子どもへの声掛けセミナーを実施し、参加者の満足度・理解度ともに高い水準を維持した。日頃から関わる保護者の気づきを促すことができ、親子関係の安定化に寄与することができた。	平日日中の開催だったため、仕事などで忙しい保護者が参加しやすいように、開催する時間帯や場所を工夫したり、オンラインでの参加も選べるようにするなど、より気軽に参加できる形を検討する必要がある。	子育てセミナーを開催し、親子間における適切な関係性の構築を図る。 ・セミナー開催回数 5回	子育てセミナーを開催し、親子間における適切な関係性の構築を図る。 ・セミナー開催回数 5回	子育て相談課

■基本施策（2） ひとり親家庭等の自立支援の推進

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
34	ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実	母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援や情報提供を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携して対応するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、ひとり親などに関する各種支援制度をまとめたガイドブックなどにより、支援制度の周知を図ります。	・母子・父子自立支援員による相談支援 ・ハローワーク、社会福祉協議会などの関係機関との連携 ・ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックの改定、周知	母子・父子自立支援員による相談支援、関係機関との連携、支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援体制の充実を図る。	母子・父子自立支援員を配置し相談に応じるとともに、相談内容に応じて関係機関と連携し対応した。	A	・ひとり親家庭からの相談に対し、母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、必要に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携して対応することができた。	引き続き母子・父子自立支援員による相談支援と関係機関と連携した支援を行う。	相談員を継続配置したうえで、関係機関との連携強化を図る。	相談員を継続配置したうえで、関係機関との連携強化を図る。	子育て相談課
35	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の個々の生活や就業などの状況に応じて、様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や生活の安定を支援します。		個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	母子・父子自立支援プログラムを策定による就労支援数1名（5年間（R3～7）実績：37名）	B	・令和7年度については、就労等に関する相談者のうち、1名について就労等に向け自立支援プログラム策定による支援を行い、就労等につなげた。 ・就労相談者については、プログラムの策定には至らない場合も、ハローワーク等の関係機関と連携して支援を実施した。	・自立支援プログラムを策定することで各種支援を受けることができるようになる場合もあることか、相談者のニーズに合わせ、必要に応じて自立支援プログラム策定による支援を実施する。	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	母子父子自立支援プログラム就労支援策定数 5年間で100名	子育て相談課
36	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、指定された講座を受講した場合の受講料の助成を行います。		継続実施	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用者数 2名（5年間（R3～7）で14名）	B	・資格取得に向けた講座を受講し、就労につなげたケースもあった。 ・講座を受講したものの資格取得できなかったケースもあった。 ・資格取得に関する相談を受けたものの、本給付金の対象にはならなかったが、就業先やハローワークの支援制度等を利用して、資格取得や就労につなげたケースもあった。	・制度の利用にあたり、ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、丁寧な相談支援を行う。	継続実施	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用者数 5年間で20名	子育て相談課
37	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立につながる資格取得のため一定期間以上の養成訓練を受講する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、給付金を支給します。		継続実施	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業を利用し修業を修了した者 0名（5年間（R3～7）で7名）	B	・令和7年度は1名が給付を受けていたが、年度末に転出となった。 ・講座を受講したものの資格取得できなかったケースもあった。	・制度の利用にあたり、ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、丁寧な相談支援を行う。	継続実施	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業利用終了者数 5年間で10名	子育て相談課
38	児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。		継続実施（制度の周知を図る）	受給者数 983人 手当支給額 490,556,460円	A	児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定に寄与しており、子どもの福祉の増進に繋がっている。	今後も取組を継続する。	継続実施（制度の周知を図る）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
39	ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	継続実施（制度の周知を図る）	助成件数 11,941件 受給者数 1,075人（R8.3.31時点） 助成額 33,841,970円	A	ひとり親家庭医療費助成は、家庭の経済的負担を軽減しており、安定した生活に寄与している。	今後も取組を継続する。	継続実施（制度の周知を図る）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課

基本方針2 支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

新	40	養育費・親子交流に関する周知事業	養育費や親子交流に関して、パンフレット配布などによる制度の周知を行い、啓発を図ります。		継続実施	・養育費・親子交流(面会交流)の重要性についてひとり親家庭等のためのサポートガイドブック等による周知を実施した。	A	・窓口でのリーフレット配布、離婚相談時等に養育費の確保や親子交流(面会交流)の必要性について説明を実施した。 ・ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックに養育費・親子交流(面会交流)の重要性や相談窓口等を掲載し周知を実施した。	・引き続き養育費・親子交流(面会交流)の重要性について制度周知を行う。	継続実施	あらゆる機会を捉えて、広報周知を行うとともに、あらゆる媒体を通じて周知を図る。	子育て相談課
	41	住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	生活困窮者への住居確保給付金(転居費用含む)の給付	継続実施	支給決定件数3件	A	住居確保が困難な世帯に対し、住居確保給付金を給付することで、安定した生活を支援することができた。	社会福祉協議会(相談業務の受託者)と連携しながら、住居確保が困難な世帯を把握し、安定した生活を支援する。	継続実施	継続実施	生活福祉課
				・県や関係機関が実施するひとり親家庭に対する住宅の確保に関する各種支援の周知、相談、申請等の支援	継続実施	・ひとり親への住宅支援について、ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックによる制度周知を行った。	A	・相談者のニーズに合わせた支援策を検討し、栃木県ひとり親家庭福祉連合会が実施する住宅支援資金貸付や、社会福祉協議会が行う住宅確保給付金による支援を行っているが、令和年中の貸付実績はなかった。	・引き続き事業の周知を行うとともに、相談者のニーズに合わせた支援を行う。	継続実施	ひとり親への住宅支援について広報周知を継続して行う。	子育て相談課
	42	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	・県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金の相談及び申請受付	継続実施	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業について、ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックによる制度周知を行った。	A	・事業について周知を行い、相談があった場合には、母子・父子自立支援員が面談等を実施した。 ・相談者の生活状況やニーズに合わせた貸付を実施した。	・引き続き事業の周知を行うとともに、相談者のニーズや家計の状況を把握するなど生活状況を踏まえ、適切な資金の貸付を行う。	継続実施	母子父子寡婦福祉資金貸付事業について広報周知を継続して実施する。	子育て相談課
	43	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。		生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり(市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額7,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料)。	非課税世帯・ひとり親世帯等の減免対象延べ 125人	A	年2回の保育料の算定に合わせて生活保護世帯及びひとり親世帯に対して適切に減免を実施することが出来た。	適切な制度の運用	生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり(市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額7,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料)。	生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり(市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額7,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料)。	保育課
	44	放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	民設児童クラブへ利用料減免事業補助金	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	○公設児童クラブ 標準保護世帯 217人 生活保護世帯 0人 ○民設児童クラブ 実施クラブ数 2クラブ 標準保護世帯 6人 生活保護世帯 0人	A	生活福祉課、学校教育課と連携し、該当となる方を迅速に把握し、適切に減免を実施することができた。 民設クラブへの補助を継続し、各クラブでの実施につなぐことができた。	制度の適切な運用(確実な減免実施及び制度の周知)	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	子育て支援課
	45	ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親など家庭の経済的負担軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの利用料助成を行います。		助成申請を受けたものについて速やかに審査し交付する。	登録者数 27人 助成人数 15人 助成額 312,770円	A	申請を受け付けたものについて、速やかに審査し、すべて交付することができた。	毎年度登録申請が必要となるため、登録漏れが無いように周知していく必要がある。	助成申請を受けたものについて速やかに審査し交付する。	助成申請を受けたものについて速やかに審査し交付する。	子育て支援課

■基本施策(3) 支援児施策の充実

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度(令和11年度)目標	担当課
						区分	評価の理由				
46	発達支援体制の充実	発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、各ライフステージで関係機関から提供される個別の支援計画を次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なくつないでいく「縦の連携」と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関と連携する「横の連携」により、一貫した支援を提供する発達支援システムを推進し、発達支援体制の充実に図ります。	・個別の支援計画によるつなぐ支援の実施 ・連携支援会議、支援検討会議の開催 ・保護者支援の実施 ・発達支援体制協議会などによる関係機関との連携	継続実施	発達支援体制協議会、実務者会議、庁内関係課会議を実施	A	協議会や各会議において発達支援に関する市や各団体等の取組状況の情報共有や意見などを議論できた。	支援体制の充実に図るため今後も引き続き関係機関小野情報共有や関係者への意見聴取等の連携が必要である。	各種会議の開催及び様々な団体との連携を図る。	発達支援システムつなぐ支援を利用してよかったと思う人の割合 64%	子育て相談課
再掲	乳幼児健康診査(3再掲)	≪№31再掲≫	・4か月児健康診査 ・10ヵ月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・5歳児健康診査	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持(R6年度 95.8%)	(健診受診率) ・4か月児健康診査 97.7% ・10ヵ月児健康診査 95.5% ・1歳6か月児健康診査 97.7% ・2歳児歯科検診 97.8% ・3歳児健康診査 96.8% ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	・すべての健診受診率が95%以上と、高い受診率を維持できている。 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合について、目標を達成した。	・乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、乳幼児健診は重要な事業であり、受診率を維持していく必要がある。 ・引き続き未受診の児に対しても安否確認、発育発達の確認、家庭状況など支援していく必要がある。	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持(R6年度 95.8%)	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持(R6年度 95.8%)	子育て相談課
47	乳幼児健康相談	こどもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員などの専門職による相談を行います。	・育児相談 ・運動発達相談 ・精神発達相談	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上	・育児相談 1,076人 ・運動発達相談 100人 ・精神発達相談 108人 ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3歳児健診)93.9%	A	・育児相談、運動発達相談数は増加していることから、利用者のニーズに合わせて相談する機会を逃さず利用できている。 ・相談の場で適切な対応の助言を受けることで、目標値を維持し達成できたと考える。	育てにくさを感じている親が育児負担を軽減できるように支援するため、引き続き専門職の確保など相談体制を整える必要がある。	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上を現状維持	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上	子育て相談課
48	年長児巡回相談	教育・保育施設において、年長児の集団での様子を観察し、発達の状況や特性の見立てを行い、支援が必要な子どもへの適切な支援を検討し、早期対応を促します。		年長児が在籍する市内幼稚園、認定こども園、保育園の実施率100%	(対象者) ・市内保育園・幼稚園・認定こども園全園(31園) 772人 ・市外2園 6人 ・その他園、未就園児 41人	A	計画どおりに実施でき、就学に向けての個々のニーズに合わせた相談につなげることができた。	対象児の集団での様子を確認し、早期支援と就学支援を必要とする児が増加しているため、効果的な巡回相談を実施する。	年長児が在籍する市内幼稚園、認定こども園、保育園の実施率100%	年長児が在籍する市内幼稚園、認定こども園、保育園の実施率100%	子育て相談課
49	就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。		就学予定者全員の受診	受診できる状態の入学予定者全員受診	A	計画どおりに就学時健康診断を実施、実施予定日に参加できなかった者は個別対応を行い、対象者全員が受診できた。	引き続き計画的に健診を実施し、受診対象者全員が受診できるように努める。	就学予定者全員の受診	就学予定者全員の受診	学校教育課
50	多職種協働による相談支援事業	心理職などの専門職による多職種協働チームが、子どもが通う施設などにおいて、集団生活におけるこどもの状況を確認し、支援の方向性や適切な支援方法について現場の支援者と検討を行います。また、子どもとの関わりに困り感のある保護者の相談を受け保護者が困り感をもつことなく子どもと関われるよう支援します。		支援者及び保護者への相談支援を行い、発達に支援が必要な子どもが適切な支援を受けられるようにする。	・実施回数：12回 ・対象児数：17人	B	・対象児の年齢や支援者・保護者の困り感に合わせてメンバーで対応するなど、ニーズに合わせた相談支援を実施することができた。 ・周知不足もあり、利用の増加につながらなかった。	・事業の周知がうまくできておらず利用につながっていないため、周知の強化が必要である。	支援者及び保護者への相談支援を行い、発達に支援が必要な子どもが適切な支援を受けられるようにする。	支援者及び保護者への相談支援を行い、発達に支援が必要な子どもが適切な支援を受けられるようにする。	子育て相談課
51	放課後児童クラブ巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスをを行います。		巡回支援数 20支援	○実施回数 10支援×2回 ○実施人数 ①支援員32人、支援児22人 ②支援員32人、支援児22人	A	それぞれの児童に対しての関わり方を支援員が直接学ぶことができた。 今年度より1日1支援の訪問とし、1支援あたり1時間の時間を増やし、今まで以上に細かい部分まで指導してもらえた。また、時期を変えて再度巡回を実施し、1回目の指導結果の確認ができた。	年々、支援児童数が増加するとともに多種多様な支援が必要となっているが、支援員が相談できる場所が少ないため、今後も専門家の巡回指導により、支援員へのアドバイスや不安の払拭を図れるようにする必要がある。	巡回支援数 20支援	巡回支援数 20支援	子育て支援課
52	教育・保育施設における障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、公立保育園では保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。		全施設で継続実施	全施設で実施	A	支援が必要な児童に対し、発育状況に応じた保育士の加配及び加配に必要な費用の助成を行った。審査会以外にも、早急に対応が必要な場合、委員への持ち回り決議により加配に向け柔軟に取り組んだ。	加配に対する保育士の確保	継続して全施設で実施	全施設で継続実施	保育課

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

53	放課後児童クラブにおける障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童を受け入れる場合、その児童に対する支援員の人件費の基準により民設放課後児童クラブに補助します。		対象となる全クラブへ助成	対象となる全クラブへ助成することができた。	A	支援が必要な児童を受入れのあったクラブに対し、加配のあったクラブへ補助金の交付を行った。	継続して実施していくため、加配職員となるために必要な研修を引き続き実施していく。	対象となる全クラブへ助成	対象となる全クラブへ助成	子育て支援課
54	障害福祉サービス・障害児通所支援	障害のある子どもや発達に支援を必要とする子どもを対象に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供することで、子どもの自立と社会参加の促進、家族の負担軽減を図ります。	障害福祉サービス(障害児)：居宅介護、短期入所 障害児通所支援：児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	障害福祉サービス：給付件数 57件(現状維持) 障害児通所支援：給付件数 721件(現状維持)	障害福祉サービス：給付件数 46件 障害児通所支援：給付件数 802件	A	通所支援を通じて教育を受ける機会を広く提供したことで、本人の日常生活や集団生活の適応力向上につながっている。また、居宅介護・短期入所の提供は、在宅生活を支える家族等の負担軽減につながっている。	利用実績が通所支援に集中する中、家族の負担軽減を図るための居宅・短期入所の活用を含め、多角的な支援の視点を維持することが課題である。今後、関係機関(保育・教育等)と連携を図りながら、個々の状況に即した支援を継続する。	障害福祉サービス：給付件数 46件(現状維持) 障害児通所支援：給付件数 802件(現状維持)	障害福祉サービス：給付件数 57件(現状維持) 障害児通所支援：給付件数 721件(現状維持)	社会福祉課
55	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳や療育手帳などを持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。		継続実施(制度の周知を図る)	助成件数 33,580 件 助成金額 141,240,360 円	A	医療費に係る障害者の経済的負担を軽減することで、疾病の早期発見と治療を促進することができた。	今後も取り組みを継続する。	継続実施(制度の周知を図る)	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
56	特別児童扶養手当等の支給	一定以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母など又は児童に手当の支給を行うとともに、制度の周知及び適切な時期に手続案内をすることで、支給漏れの防止を図ります。		支給人数 448人(現状維持)	支給人数 455件 ・特別児童扶養手当 337件 ・障害児福祉手当 53件 ・重度心身障害者福祉手当 65件	A	手当の支給により障害児世帯の生活支援ができています。	今後も適切な給付に努める。	支給人数 455人(現状維持)	支給人数 448人(現状維持)	社会福祉課
57	補装具の給付	身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすいするため、補装具を給付(購入など費用の一部を助成)します。		給付件数 60件	給付件数 33件	A	補装具は耐用年数が複数年で、種類によって異なるため、年度により増減がある。申請された補装具は制度の範囲内で必要なものは全て給付している。	今後も適切な給付に努める。	給付件数 33件(現状維持)	給付件数 60件	社会福祉課
58	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	補装具の給付対象とならない軽度又は中等度の難聴の聴覚障害がある子どもの補聴器の購入費用の一部を助成します。		給付件数 7件	給付件数 4件	A	軽度・中等度難聴児補聴器は身体障害者手帳の該当とならない軽度・中等度の難聴児が対象で、耐用年数があるため、年度により増減がある。申請された補装具は制度の範囲内で必要なものは全て給付している。	今後も適切な給付に努める。	給付件数 4件(現状維持)	給付件数 7件	社会福祉課
59	日常生活用具の給付	障害のある子どもや難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。		給付件数 415件(現状維持)	給付券数 145件	A	必要なものは全て給付している(目標を達成している。)	今後も適切な給付に努める。	給付券数 145件	給付件数 415件(現状維持)	社会福祉課
60	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする子どもの日常生活に必要な用具を給付します。		給付件数 4件	給付券数 0件	A	必要なものは全て給付している(目標を達成している。)	今後も適切な給付に努める。	給付券数 1件	給付件数 4件	社会福祉課
61	わかば相談(就学相談)	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、どのような環境があるかなど、小学校就学に向けた様々な相談に応じ、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。		継続実施	面談実施人数 310人 延べ人数 411人	A	保護者のニーズに合わせた相談をすることで、小学校就学に向けた不安感を取り除いたり、安心感をもたせたりすることができた。	・小学校の特別支援体制について情報収集し、さらに質の高い支援ができるようにする。 ・学校教育課と密に連携を図る。	保護者や園、関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な相談を実施する。	保護者や園、関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な相談を実施する。	子育て相談課

■基本施策(4) こどもの居場所づくり

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度(令和11年度)目標	担当課
						区分	評価の理由				
62	要支援児童放課後応援事業	養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。		信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	・実施箇所 2か所 ・利用者数 43人(小学生17人、中学生5人)	A	育児放棄の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援及び食事の提供等を行った。徐々に基本的な生活習慣が身に付き、自主的に学習に取り組む姿勢がみられるようになった。	要支援児童が増加しており、当該事業を必要とする児童も増加していることから、利用者数が定員に近づく確日もある。必要な支援が行き渡るよう、事業の在り方を検討していく必要がある。	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	子育て相談課
再掲	コミュニティ・スクール地域学校協働本部《20再掲》	《№20 再掲》		日新中学校区、東郡須野中学校区、西郡須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	日新中学校区、東郡須野中学校区、西郡須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう伴走支援を行った。	A	円滑な設置に向け研修会や説明会を実施するとともに、学校運営協議会委員に対して本事業の目的や効果的な運営について説明を行った。	形骸化しないよう、伴走支援を継続していく。	黒磯中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、幕根学園の9校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている8校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を進めることができるように、地域学校協働活動推進員に研修を行うなどの支援を行った。	A	少しずつではあるが、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動が一体的に行われるようになってきている。	令和78年度で市内のすべての学校にコミュニティ・スクールが導入されるので、さらに地域学校協働活動が活発になるように支援していく。	市内のすべての学校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
63	不登校児童・生徒の居場所づくり(サポート)	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援をする施設として「ハートフルスペース」を2箇所設置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の居場所をつくるとともに、学校、家庭との連携や教育支援カウンセラーによる教育相談体制の強化を図りながら、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の心の安定や自立を促します。宿泊体験館「メーブル」での宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援及び不登校の未然防止を図ります。	学校や家庭との連携を取り、児童生徒の支援の在り方を検討し、安全安心な居場所づくりに努め、不登校出現率の減少につながるようにする。	・利用児童生徒への支援、指導 ・児童生徒及び保護者へのカウンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一層の連携の強化	不登校出現率(令和6年度の実績) ・小学校2.5% ・中学校8.6% ※令和7年度の出現率は未確定 児童生徒や保護者へのカウンセリングを充実させることのできている。	B	不登校出現率(令和6年度の実績) ・小学校2.5% ・中学校8.6% ※令和7年度の出現率は未確定 児童生徒や保護者へのカウンセリングを充実させることのできている。	・これまでの取組を継続するとともに、利用児童生徒のさらなる精神安定や自立に向けて、児童生徒の理解を深める。 ・学校、家庭との連携の強化 ・教育支援カウンセラーによる教育相談体制の強化を図る。	不登校出現率の減少	不登校出現率の減少	学校教育課
再掲	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業(6)】《12再掲》	《№12 再掲》		一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数 :250日	利用延べ日数 :216日	A	昨年度から利用申請件数は増加し、「育児疲れ」「育児不安」を理由とした利用申請が多数であった。緊急で利用を要する事態もあったが、事業者と密に連絡を取り合うことで対応することができた。	保護者のニーズは増えており、土日祝日の利用に関しては他の利用者との重複や委託事業者都合で受入が困難なことがあるため、現状の委託事業者以外にも受け入れ先を確保する必要がある。また、里親委託の検討が必要である。	保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数 :250日	一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数 :250日	子育て相談課

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実

■基本施策（1） 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
64	利用者支援事業（こども家庭センター型）【地域子ども・子育て支援事業(1)】	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。		・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 89.5%	・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 87.0%	B	こども家庭センターを設置し、切れ目ない支援を実施できている。ただし、妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合は目標に届かなかった。	一つの家庭の中でも問題が多様化し複雑なケースが増加しているため、他機関や多職種とのスムーズな連携が課題となる。	・こども家庭センター型 1か所継続 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 87%以上	・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 91.5%	子育て相談課
65	妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目のない支援を行い、伴走型の相談支援体制を充実させます。また、母親学級は、母子手帳アプリのpush配信機能を利用し、実施内容を配信していきます。	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・母親学級 ・妊娠後期相談 ・産婦健康診査 ・産後ケア ・母子手帳アプリ	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 89.5%以上	・母子健康手帳交付 588冊 妊婦面接（母子手帳交付、転入者34人）610人 ・妊婦健康診査（延）6,957人 ・母親学級 実施10回 参加妊婦数 95人 夫の参加84人 ・妊娠後期相談 567人 ・産婦健康診査（延1,141人） ・産後ケア（泊）452日、（デイ）402日、（居宅訪問）20日 ・電子母子手帳アプリ登録者数 1,750人 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月健診時）87.0%	B	・母親学級は実施回数を増やしたことで参加者も増加し、父親支援につながる内容や参加体験型の内容を実施することで、満足度も高かった。 ・産後ケアは、今後は電子申請を導入予定のため、来所のみで可能であった申請手続きの負担を軽減することで、事業の充実を図る。 ・母子手帳アプリの配信機能を利用し、妊娠中から産後、育児期に活用できる情報を発信できる機会を増やしていく。 ・一つの家庭の中でも問題が多様化し複雑なケースが増加しているため、関係機関との連携を図りながら、伴走型の支援体制を充実させていくことが課題となる。		・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 87%以上	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 91.5%以上	子育て相談課
66	妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費に係る保険診療の自己負担分を助成します。		・継続実施（安定した制度運営のため、適正受信等のPRに努める）	助成件数：5,083件 助成額：20,932,680円	A	・対象者加入の保険組合や受診先医療機関と連携をとり、漏れなく支給ができている。 ・医療費にかかる妊産婦の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進し、母子の健康に寄与することができた。	今後も取組を継続する。	・継続実施（安定した制度運営のため、適正受信等のPRに努める）	・対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
67	新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。		受診率 100%	受診率96.3%	B	前年度から微減しており、目標に達しなかった。	継続実施	受診率 100%	受診率 100%	子育て相談課
68	先天性股関節脱臼健診	先天性股関節脱臼健診の検診費用の一部を助成し、未受診者には、乳幼児健診などで勧奨するなど対策を行います。		受診率 100%	・先天性股関節脱臼健診（94.0%）	B	目標には達していないが、前年度より受診率は上昇できた。	引き続き、未受診者には、乳幼児健診等で勧奨するなど対策が必要である。	受診率 100%	受診率 100%	子育て相談課
再掲	乳幼児健康診査《31再掲》	※No31再掲	・4か月児健康診査 ・10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・5歳児健康診査	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	（健診受診率） ・4か月児健康診査 97.7% ・10か月児健康診査 95.5% ・1歳6か月児健康診査 97.7% ・2歳児歯科検診 97.8% ・3歳児健康診査 96.8% ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	・すべての健診受診率が95%以上と、高い受診率を維持できている。 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合について、目標を達成した。	・乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、乳幼児健診は重要な事業であり、受診率を維持していく必要がある。 ・引き続き未受診の児に対しても安否確認、発育発達の確認、家庭状況など支援していく必要がある。	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
再掲	乳幼児健康相談《47再掲》	※No47再掲	・育児相談 ・運動発達相談 ・精神発達相談	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上	・育児相談 1,076人 ・運動発達相談 100人 ・精神発達相談 108人 ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（3歳児健診）93.9%	A	・育児相談、運動発達相談数は増加していることから、利用者のニーズに合わせて相談する機会を逃さず利用できている。 ・相談の場で適切な対応の助言を受けることで、目標値を維持し達成できたと考える。	育てにくさを感じている親が育児負担を軽減できるよう支援するため、引き続き専門職の確保など相談体制の整える必要がある。	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上を現状維持	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上	子育て相談課
69	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(4)】	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し専門職による家庭訪問を行います。 （乳児家庭全戸訪問事業）	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・新生児産婦訪問指導事業（実）40件（延）40件 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業（実）1,609件（延）2,753件 ・乳児家庭全戸訪問事業 580件 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業の訪問数は増加しており、支援が必要な家庭への訪問や専門職による全戸訪問は実施できている。この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合は目標を達成し、現状維持できている。	伴走型の相談支援体制を充実し、切れ目ない支援につなげるため専門職の確保が必要である。	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
70	学校における歯科疾患予防推進事業	小学1年生～6年生を対象に、各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。		むし歯のない小学生の割合65%以上 むし歯のない中学生の割合70%以上	むし歯のない小学生の割合が改善（小学生：H27年度42.9%→R7年度63.18% 中学生：H27年度51.7%→R7年度64.07%） 中学1年生のみでは、R7年度71.5%であった。	A	むし歯のない子どもの割合(中学1年生)の目標値を65.0%以上としているが、達成できている。	むし歯のない小学生の割合の目標値（65%以上）に到達していないため、フッ化物洗口及び歯科指導を行い、歯の健康の保持及び増進を図っていく。	むし歯のない子どもの割合（中学1年生）65.0%以上	むし歯のない小学生の割合70%以上 むし歯のない中学生の割合75%以上	健康増進課
71	フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～中学3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。		実施回数 2回	前期対象者55名のうち、同意が得られたのは17名。そのうち、11名実施できた。 後期対象者65名のうち、同意が得られたのは13名。そのうち、8名実施できた。	A	計画通り年2回実施できている。	むし歯の無い小学生の割合の目標値に到達していないため、フッ化物塗布を継続して実施し、歯の健康の保持及び増進を図っていく。	実施回数 2回	実施回数 2回	健康増進課
新	72 1か月児健康診査	1か月児健康診査に係る費用の一部を助成します。		受診率 100%	受診率 90.7% （対象者622人 受診者564人）	B	受診率はほぼ100%と推定されるが、委託医療機関以外で受診した際の償還払い手続きが未完了の人がいるため、目標の受診率には届かなかったと考える。	・里帰り出産をする対象者へは、償還払いが必要となることの周知を徹底していく。 ・委託医療機関以外で受診した際の受診状況の把握を徹底する必要がある。	受診率 100%	受診率 100%	子育て相談課
新	再掲 産後ケア事業【地域子ども・子育て支援事業(19)】《8再掲》	※No8再掲		利用者割合 43%	利用者割合 52% 宿泊型：実人数130人 利用日数452日 通所型：実人数157人 利用日数402日 居宅訪問型：実人数12人 利用日数20日	A	令和6年度よりユニバーサルサービスに移行したため、利用を希望する多くの方が対象となり、利用者割合は大きく伸びている。	今後は電子申請を導入予定のため、来所のみで可能であった申請手続きの負担を軽減することで、事業の充実を図る。	利用者割合 54%	利用者割合 60%	子育て相談課
新	73 妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、妊婦等包括相談支援事業の支援を組み合わせ、妊婦のための支援給付を行います。		継続実施（支給に漏れがないよう制度運用していく）	支給総額 1,149件 57,950,000円 ・妊婦届出時 611件 30,550,000円 ・胎児の数の届出時 538件 27,400,000円	A	妊婦等包括相談支援事業の支援を組み合わせることで、概ね全ての妊婦に対して面接や訪問をする機会を設けることができ、支援給付を行うことができている。	引き続き支援漏れがないように病院や受付窓口等の機関と連携し、対象者を把握していく。	継続実施	対象者について、病院や受付窓口等各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て相談課
新	74 妊婦等包括相談支援事業【地域子ども・子育て支援事業(18)】	妊婦のための支援給付と同時に妊婦・その配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談（伴走型相談支援）を行います。	・妊娠届出時 ・妊娠後期相談時 ・乳児家庭全戸訪問時	継続実施	・妊娠届出時面接数 610人(転入者34人) ・妊娠後期相談実施数 567人 ・乳児家庭全戸訪問数 580件	A	支援給付があることで、概ね全ての妊婦・産婦に対して面接や訪問をする機会を設けることができ、伴走型支援を行うことができている。	引き続き支援給付と組み合わせることで、伴走型支援を継続していく。	継続実施	継続実施	子育て相談課
新	75 5歳児健康診査	教育・保育施設において、年中児の集団での様子を観察し、こどもの個々の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、こどもとその家族に必要な支援につなげます。		実施率 100%	・実施率 100% （対象数 708人 実施数 708人） ・結果内容 異常なし 472人（66.7%） 要精査 11人（1.6%） 既医療 4人（0.6%） 療育中 91人（12.9%） 経過観察 130人（18.4%）	A	・令和7年度は巡回方式で医師も同行し対象児の観察をしたことで、より多くの専門職の観察視点で発達の特性を早期に把握し、支援につなげることができた。 ・在宅児についても問診票を郵送し、回答の返信に合わせて連絡や面談を実施、音信不通の際には訪問し状況を確認する等を行い、対象児全てへ支援を行えた。	・将来的には集団健診での実施を試みたいが、現在の巡回方式にしても集団健診にしても、従事する専門職の確保が課題となる。	実施率 100%	実施率 100%	子育て相談課

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実
■基本施策（2） 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
新	76 思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	中・高校生に対する思春期教育 思春期教育用教材配布 （ティーンズブック・相談カード）	市内全中学校、高校での実施	・中学校 10校実施 ・高校 3校実施 ・ティーンズブック 1,007人配布 ・相談カード 5,216人配布	A	・計画通り各校で専門職による思春期教育が実施できた。 ・計画通り教材の配布できた。	学校の要望に合わせた専門職の確保が課題であり、「プレコンセプションケアセンターとちぎ」と上手く協働する等の工夫が必要。	市内全中学校、高校での実施	市内全中学校、高校での実施	子育て相談課
	77 結婚支援事業	出会いから結婚までのサポートを行う「結婚サポートセンター」及び「とちぎ結婚支援センターなすしおばら」を運営し、結婚相談、マッチング、結婚セミナー、婚活イベントなどの結婚支援に取り組みます。		会員数増加に向けて広報活動を積極的に展開する	縁結び事業の運営 婚活イベントの開催（2回） 結婚支援イベントの情報提供	B	縁結び事業において、成婚カップルを1組誕生させることができた	縁結び事業において、20～30代の女性登録者が少ない。また結婚サポーターの高齢化や縁結び事業自体が時代に即したもののかなど課題がある。	・とちぎ結婚支援センター那須塩原の会員数増加に向けて広報活動を積極的に展開する。 ・縁結び事業自体の見直しについて検討する	結婚を希望する独身男女に対し出会いから結婚までサポートしていく	市民協働推進課

■基本施策（3） 食育の推進

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
78	健診等での食に関する情報提供	各種健診や育児相談などで、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	・乳幼児健診、健康相談	肥満傾向（カウプ指数18・0以上）にある3歳児の割合 4・0％以下	・各乳幼児健診や育児相談等で栄養士による個別支援を実施。令和6年度から対象の乳幼児健診の中で栄養士による集団指導も再開し、令和7年度は集団指導が定着。 ・肥満傾向（カウプ指数18.0以上）にある3歳児の割合 5.0%	B	・管理栄養士による個別支援に加え集団指導を継続して行っているが、肥満傾向にある3歳児の割合は前年度よりも増加しており、目標値に届かなかった。	・乳幼児期の肥満は大人になっても影響があることを周知すると共に、家庭全体で生活習慣を見直せるよう動員が必要。 ・各乳幼児健診や育児相談等での情報提供方法や支援方法の見直しが課題。	肥満傾向（カウプ指数18.0以上）にある3歳児の割合 4.0%以下	肥満傾向（カウプ指数18・0以上）にある3歳児の割合 4・0％以下	子育て相談課
79	学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	金額や食品数を考慮した献立を作成する上で、これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工賃（委託炊飯に係る加工手数料）を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食（おかず）を充実するとともに、共同調理場における地元産野菜の利用を拡大するため、質・量ともに安定的な供給体制の構築を図ります。あわせて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進します。		栃木県学校給食関係諸調査基準（金額ベース）で令和5年度の基準年から維持・向上する（43.13%以上）	学校給食における市産農産物の使用割合 51.21%	A	栃木県の学校給食関係諸調査に基づき、6月・11月における地場産物使用割合から算出している。 令和8年度からの学校給食費無償化により米飯加工賃の公費負担という区分がなくなった。物価高騰の影響を給食実施額に反映させ公費負担を継続していくことで、給食の質を確保しつつ市産農産物の活用を図っていくものとする。	金額・食品数を考慮した献立の作成が必要なおことに加え、共同調理場における地元産野菜の利用を拡大するため、質・量ともに安定的な供給体制の構築が不可欠。	栃木県学校給食関係諸調査基準（金額ベース）で令和5年度の基準年から維持・向上する（43.13%以上）	栃木県学校給食関係諸調査基準（金額ベース）で令和5年度の基準年から維持・向上する（43.13%以上）	教育総務課
80	学校農園の開設支援	小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。		全校実施	市内の小・中・義務教育学校18校で実施。	B	農場確保の困難さや児童数の減少により、昨年度から実施校が2校減少した。 また、市街地に位置する学校については特に農場とする場所の確保が難しい。	・未実施の学校への積極的な声掛けが必要である。 ・学校周辺の農地について情報を提供することで、実施校の増加を目指す。	全校実施	全校実施	農務畜産課

■基本施策（4） こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
81	食生活改善推進員	こどもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	・おやこの食育教室の開催	継続実施	おやこの食育教室 2回30人	A	親子が共に調理体験することで食事の大切さを学ぶとともに、親子のコミュニケーションの場を提供できた。	引続き参加しやすい日程や会場を検討する。会員の研修会及び事前学習を充実させ、食生活改善推進員の役割や教室の目的を会員間で共有する必要がある。	継続実施	継続実施	健康増進課
82	民生委員・児童委員主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。		地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	訪問や電話等を活用した見守り活動を実施	B	各地域における見守り活動等を実施できたため。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	社会福祉課
				地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	訪問や電話等を活用した見守り活動を実施	B	各地域における見守り活動等を実施できたため。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	子育て相談課
83	家庭教育オビニオンリーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館などの家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断においてこどものしつけや教育、家族の在り方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気づいたりできる場を設け、子育てをサポートできる人材を育成します。	・就学時検診における親学習の実施 ・家庭教育オビニオンリーダー研修及び家庭教育支援プログラムの周知	実施継続	・広報にオビニオンリーダーの活動を掲載 ・就学時検診時の親学習を市内16カ所（19校分）で実施、参加人数は合計786名。	A	・支部長会議を開催し、情報の共有を図った。 ・各種研修等の周知を行った。 ・市内の全小中学校の新入生保護者に対して親学習を実施した。	市民に向けて、より効果的にオビニオンリーダーの活動を周知する方法を検討する。 保護者の交流を図るために、就学時健康診断時の内容の変更を検討する。	家庭教育オビニオンリーダー登録者数：45人	実施継続	生涯学習課
再掲	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）《9再掲》【地域子ども・子育て支援事業(2)】	《№9 再掲》	子育てサロン	(子育てサポートステーション所管) 1カ所、委託2カ所 出張サロン5カ所 利用延人数 15,532人	直営 (子育て相談課所管) 直営 1カ所、委託 2カ所 大人 8,254人、子ども 9,289人 出張サロン 5カ所 大人 512人、子ども 555人 利用延べ人数 18,610人	A	目標の利用人数に達することができ、遊びと交流の場を提供するとともに、子育てについての相談や情報の提供なども行うことができた。 利用する子どもの低年齢化に伴い、行事を見直し、実施したことも要因として大きかったと思われる。	低年齢での就園も多くなり、利用する子どもの低年齢化が予想されるため、乳児を対象とした行事の継続的な実施を検討していく。	(子育てサポートステーション所管) 直営1カ所、委託2カ所 出張サロン5カ所 利用延人数 19,450人	(子育てサポートステーション所管) 直営1カ所、委託2カ所 出張サロン5カ所 利用延人数 13,979人	子育て相談課
			子育てサロンの実施	(保育課所管) 施設数 15カ所 利用延人数 5,773人	(保育課所管) 施設数 15カ所 利用延人数 9,515人	A	目標の利用人数に達し、子育てに関する相談ニーズに対応した。	市全体のサロンの実施状況を踏まえ、利用者が少ない施設のニーズ等を把握する。	(保育課所管) 施設数 15カ所 利用延人数 5,045人	(保育課所管) 施設数 15カ所 利用延人数 5,045人	保育課
再掲	コミュニティ・スクール地域学校協働本部《20再掲》	《№20 再掲》		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう伴走支援を行った。	A	円滑な設置に向け研修会や説明会を実施するとともに、学校運営協議会委員に対して本事業の目的や効果的な運営について説明を行った。	形骸化しないよう、伴走支援を継続していく。	黒磯中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、帯根学園の9校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を進めることができるように、地域学校協働活動推進員に研修を行うなどの支援を行った。	A	少しずつではあるが、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動が一体的に行われるようになってきている。	令和78年度で市内のすべての学校にコミュニティ・スクールが導入されるので、さらに地域学校協働活動が活発になるように支援していく。	市内のすべての学校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実

■基本施策（5） 小児医療等の充実

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
84	小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心してこどもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組みます。		継続実施	小児救急医療体制 ●一次（軽症） ・那須地区夜間急患診療所 1か所（R7～年末年始も実施） ・休日在宅当番医制度 3地区 ●二次（中等症） ・小児二次救急当番病院 3病院（～R8.2.28）2病院（R8.3.1～） ●三次（重症） ・三次救急病院（救命救急センター） 1病院	A	昨年度までの体制を維持している。	小児救急医療に係る夜間休日診療体制の維持	継続実施	継続実施	健康増進課
85	妊婦健康診査【地域子ども・子育て支援事業（3）】	14回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・妊婦健康診査（延）6,957人 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	経済的負担の軽減が図れ、妊婦健康診査受診を受けられている。	今後も適切な給付に努める。	継続実施	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
86	産婦健康診査	2回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・産婦健康診査（延）1,141人 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	経済的負担の軽減が図れ、産婦健康診査受診を受けられている。	今後も適切な給付に努める。	継続実施	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
87	未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問などの支援を行います。		未熟児を育てる家庭への訪問等による支援の実施率 100%	・未熟児養育医療の給付 ・未熟児訪問（100%）	A	未熟児の医療に対し経済的負担の軽減が図れ、家庭に戻った後も訪問による支援ができています。	未熟児養育医療の制度を把握していない保護者もいたため、周知方法の検討が必要。	継続実施	未熟児を育てる家庭への訪問等による支援の実施率 100%	子育て相談課
88	こども医療費助成	18歳までのこどもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。		継続実施（安定した制度運営のため、適正受診等のPRに努める。）	助成件数：235,170件 助成額：496,687,336円	A	医療費にかかる保護者の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進することができた。	今後も取組を継続しつつ、より効果的な実施方法を検討していく。	令和8年度から高校生までの医療費助成を現物給付とした。市民からも要望の強い改正であったためこのまま制度を維持していく。	令和元年度から中学生までの医療費助成を現物給付とした。市民からも要望の強い改正であったためこのまま制度を維持していく。	子育て支援課
89	自立支援（育成医療）	障害のあるこどもの身体的な障害を除去、軽減する手術などの治療に対する費用の一部を助成します。		継続実施	受給者証発行件数7件	A	助成申請は制度の範囲内で必要なものは全て給付している。	今後も適切な給付に努める。	制度の範囲内で必要なものについてはすべて、適切に給付することを継続していく。	制度の範囲内で必要なものについてはすべて、適切に給付することを継続していく。	社会福祉課
90	予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防し、かかった場合の重症化予防のため、また、周囲の人への感染予防のため、公費負担による定期予防接種を実施します。		第2期麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率 95%以上	予防接種実施医療機関：62か所（市内、大田原市、那須町）で実施 MR2期接種率 R7：92% R6：90% ※接種率は標準的な接種年齢の4月1日時点の人口数から算出	B	昨年度と同様の体制を維持し実施している。	最終目標の第2期麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率 95%以上を達成するため、更なる動員が必要になる。	第2期麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率 95%以上	第2期麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率 95%以上	健康増進課
91	任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。		継続実施	助成件数：500件（接種率86.0%） ※R6実績：583件（接種率88.0%） ※接種率は標準的な接種年齢の4月1日時点の人口数から算出	A	個別通知や啓発ポスターにより周知を徹底したが、令和7年度の接種数は減少した。令和7年5月～令和8年2月のメーカー出荷停止による全国的なワクチン不足が大きく影響した。3月から供給が回復し接種数も上昇に転じ	更なる制度の周知と内容の充実	継続実施	継続実施	健康増進課
92	骨髄移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髄移植手術などにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。		継続実施	助成制度の周知のために、HP掲載を行った	A	該当者が限られるため、申請件数0件だが周知は図ることができた。	別の周知方法の検討する。	継続実施	継続実施	健康増進課

■基本施策（6） 不妊症・不育症治療対策

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
93	不妊症・不育症治療費助成制度	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。また保険適用外の不妊症治療費を対象に費用の一部を助成します。		継続実施	13件	A	制度の利用により経済的負担の軽減を図れている。	引き続き制度の周知に努める。	継続実施	継続実施	子育て相談課
94	先進医療費助成制度	先進医療を受けた際の費用の一部を助成します。		継続実施	7件	A	制度の利用により経済的負担の軽減を図れている。	引き続き制度の周知に努める。	継続実施	継続実施	子育て相談課

新

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

■基本施策（1）仕事と子育ての両立支援の推進

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
95	仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方について市民へ啓発を行います。	各種ポスター等の配布	広報物の整理及びホームページの見直しを行い、より多くの市民の目に留まるように工夫する。	国、県、関係機関が発行したチラシ及びパンフレットの掲示を行い、周知を図った。	B	掲示は随時、行っているが効果の把握が難しいため。	掲示物が多く、掲示場所が不足しているため、それぞれの開催時期等で入替を行う。	掲示物の整理を行い、見やすく、手に取る機会が増えるように工夫する。	仕事と子育ての両立を支援するため、短時間勤務、育児休業制度等の普及・定着や多様な働き方について、周知・啓発を継続して行っていく。	商工振興課
96	男女共同参画情報「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画情報「みいな」を発行します。		発行方法・回数を見直し、編集委員と協働で発行していく	市民編集委員の企画・編集により、男女共同参画情報「みいな」を作成。年4回（6・9・12・3月）発行し、市内図書館及び公民館へ配布した。また、HPへ掲載し、みるメールで周知した。	B	他市町の女性議員にインタビューをしたり、男性の育児体験などをテーマに取り上げることで、男女参画意識の啓発が図られた。	郵送費や印刷製本費の高騰により、令和7年度の育児休業などをテーマに取り上げるが、周知に課題があると思われる。	発行方法・編集時期を見直し、編集委員と協働で発行していく	編集委員と協働による情報紙の継続的な発行	市民協働推進課
97	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。		実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの開催	実施日：令和7年12月21日（土） 内容：講演 講師：サヘル ローズ 氏 参加者：235名	A	実行委員会で意見を出し合い、企画、運営が出来た。生い立ちを基にした講演内容は好評を博し、アンケート回収率は87.7%と高かった。	実行委員会の中で、開催日、開催方法、対象、内容に関して検討していく。	実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの開催	実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの継続的な開催	市民協働推進課
98	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画セミナーを定期的に開催します。		令和6年度末をもって事業廃止	令和6年度末をもって事業廃止	E	男女共同参画フォーラムと内容が重複しており、参加者の少なさや層の固定化といった課題もあったことから、セミナーという形式を見直し、事業を廃止とした。	事業廃止のため、なし。	令和6年度末をもって事業廃止		市民協働推進課
99	男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的に実施し、男女共同参画に関する様々な施策に反映します。		令和8年度調査に向けた研究を行う	未実施	D	第5次男女共同参画行動計画策定のために市民意識調査を実施するもので、次期総合計画の内容を踏まえて令和9年度に実施予定。	令和9年度に実施予定。	令和9年度調査に向けた研究を行う	計画策定の前年に実施。	市民協働推進課
100	女性リーダーの育成及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活動できるよう、女性リーダーを育成し、また、人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。		・女性リーダー育成のための講座への参加者を広報等で募集 ・人材リストを定期的に更新し庁内へ周知を行う	人材リストを定期的に更新し庁内へ周知を行った 女性人材リスト登録者数：16名（令和8年3月31日時点）	B	各種専門分野で活動している女性を人材リストに登録し、庁内へ女性の人材リストを周知したが、利用の依頼が少なく、女性の登用を促進することができなかった。	県主催の研修会のため、開催場所（県総合教育センター・とちぎ男女共同参画センター）の関係もあり、受講希望者が減少している。庁内掲示板を活用し、人材リストの周知を複数回行う。また各種イベントにおける周知を行う。	・女性リーダー育成のための講座への参加者を広報等で募集 ・人材リストを定期的に更新し庁内へ周知を行う	・女性リーダー育成のための講座への参加者を広報等で募集 ・人材リストを定期的に更新し庁内へ周知を行う	市民協働推進課
101	父親への育児参加の意識向上	男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出前講座、男性向け料理教室などで啓発事業を行います。	・母親学級	継続実施	・母親学級 実施10回 参加妊婦数 95人 夫の参加 84人	A	実施回数を増やしたことで夫（パートナー）の参加者も増加し、父親として何が出来るのかという視点も含んだ内容で実施することができた。	実施後のアンケートを元に参加者のニーズを把握し、必要時実施内容を見直していく必要がある。	継続実施	継続実施	子育て相談課
			・出前講座（行政編）内の家庭教育メニューの実施 ・教育講演会の実施 ・就学時検診の親学習	継続実施	・教育講演会では、レアコンサルティングオフィス ・就学時健康診断の親学習 16か所で開催し、合計186名が参加した。	A	・教育講演会参加者のアンケートから、概ね内容に満足したとの回答が得られている。 ・就学時健康診断の親学習参加者へのアンケート結果によると「色々な意見が聞けて良かった」「他の保護者と交流できてよかった」等の肯定的な意見が多く寄せられた。	・教育講演会男性の参加者は全体の約3割となっていて、少ない。参加者が聞くだけではなく、自分事として考えられる講演会を目指していく。 ・就学時健康診断の親学習グループワークで意見を出しやすくなるため、テーマをより親しみやすい内容に改善する。	継続実施	継続実施	生涯学習課
				広報紙等を活用した継続的な啓発	男女共同参画情報「みいな」にて、男性の育児取得に関する記事を掲載した。	B	効果的な周知啓発が出来た。	郵送費や印刷製本費の高騰により、令和7年度から市内事業者への配布を辞めたが、周知に課題があると思われる。	発行方法・編集時期を見直し、編集委員と協働で発行していく	広報紙等を活用した継続的な啓発	市民協働推進課
102	父子手帳の交付	母子健康手帳の交付に併せて父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。		全数交付（転入者含む）	577件	A	全数交付できている。	・引き続き父子手帳を交付すると共に、父親の育児参加促進の啓発に努める。 ・父親支援の充実を図る。	継続実施	全数交付（転入者含む）	子育て相談課

基本方針5 教育環境の整備

■基本施策（１） 次代の親の教育

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
103	中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんふれあい、関わることで、赤ちゃんに対する愛着の感情の醸成を図るため、マイチャレンジなどの積極的な受入れを行います。	マイチャレンジ等の受入れ	継続実施	公立8園 受入人数 60人	A	中高生が乳幼児と直接ふれあうことで、関心が高まり、愛着の醸成に寄与した。	継続して受け入れていく。	継続実施	継続実施	保育課
104	中学生海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	・ホームステイ受入れ事業 5月又は6月に7日間前後、オーストリア共和国リンツ市にある学校の生徒が、市内中学校3年生の家庭でホームステイを体験しながら、市内研修、学校訪問を行う。 ・海外派遣研修事業 10月に10日間、市内中学校2年生が、オーストリア共和国リンツ市でホームステイを体験しながら、市内研修、学校訪問を行い、現地校の生徒と交流を行う。	オーストリアからのホームステイ受入れ、オーストリアへ本市中学生の派遣を実施する。	・6月4日～9日にオーストリアから生徒30名が那須塩原を訪問し、ホームステイを行った。滞在期間中に市内中学校を訪問したり、日本の文化を体験したりした。 ・10月6日～15日に中学生31名がオーストリアを訪問し、ウィーン及びリンツで研修を行った。また、リンツでは、交流先のAuhof校の生徒と交流し、ホームステイをした。	A	ホームステイ受入れ事業及び海外派遣研修事業を予定どおり実施することができた。ホームステイ受入れ事業では「架け橋交流」を実施し、ホストパートナー以外の中学生もオーストリア生徒との交流を促進した。オーストリア派遣では、Auhof校の生徒への日本文化紹介を通じ、交流を深めることができた。	海外情勢による事業運営費用および参加者負担額の年々の上昇。	5月にオーストリアからの生徒を受入れホームステイを実施する。また、10月には中学生をオーストリアに派遣し、現地校の生徒と交流の場を設定する。	今後も事業を継続し、国際社会に貢献できる人材の育成を続ける。	学校教育課
105	社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。		実施時期や実施方法を見直しながら、全ての中・義務教育学校（後期課程）での校外体験活動を実施する。	6月に1校、11月に9校で実施	A	中学校8校及び義務教育学校（後期課程）2校の市内全校で実施し、校外体験活動の充実が図れた。	・協力事業所の確保 ・実施時期の見直し（インフルエンザ対応） ・実施方法の多様化	事業所や企業と連携しながら、多様な体験活動を実現する。	今後も事業を継続実施し、多様な体験活動を推進する。	学校教育課
再掲	思春期保健事業《76再掲》	《№76再掲》	中・高校生に対する思春期教育 思春期教育用教材配布 （ティーンズブック・相談カード）	市内全中学校、高校での実施	・中学校 10校実施 ・高校 3校実施 ・ティーンズブック 1,007人配布 ・相談カード 5,216人配布	A	・計画通り各校で専門職による思春期教育が実施できた。 ・計画通り教材の配布できた。	学校の要望に合わせた専門職の確保が課題であり、「プレコンセンションケアセンターとちぎ」と上手く協働する等の工夫が必要。	市内全中学校、高校での実施	市内全中学校、高校での実施	子育て相談課
再掲	コミュニティ・スクール地域学校協働本部《20再掲》	《№20再掲》		日新中学校区、東郡須野中学校区、西郡須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	日新中学校区、東郡須野中学校区、西郡須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう伴走支援を行った。	A	円滑な設置に向け研修会や説明会を実施するとともに、学校運営協議会委員に対して本事業の目的や効果的な運営について説明を行った。	形骸化しないよう、伴走支援を継続していく。	黒瀬中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、帯根学園の9校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしいて18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を進めることができるように、地域学校協働活動推進員に研修を行うなどの支援を行った。	A	少しずつではあるが、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動が一体的に行われるようになってきている。	令和78年度で市内のすべての学校にコミュニティ・スクールが導入されるので、さらに地域学校協働活動が活発になるように支援していく。	市内のすべての学校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
106	青少年リーダー育成支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、充実した生活や事前の体験活動を経験してもらう事業を実施するとともに、子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト及びガールスカウトなどの青少年健全育成団体への支援を行います。	子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト、ガールスカウトへの支援	継続実施	各団体への補助金の交付、子ども会育成会連絡協議会により子どもフェスタの開催	B	各団体への支援を行うことで、子どもフェスタにおいて多くの子ども達に様々な体験活動を経験してもらったことができた。また、これらの事業の開催を通じ、子ども会育成会連絡協議会に参加する各単位子ども会・育成会のメンバーにも多くの事業運営を経験してもらうことができた。	少子化や生活様式の変更により団体加入者が減少しており、活動が難しくなってきている。	継続して実施する	継続実施	生涯学習課
107	子どもカレッジ運営事業	子どもたちが体験活動を通して、好奇心や感動する心を育み、協力・連携について学ぶことにより、生き抜く力を身に付けるために運営します。なお、持続的な運営のための外部実行委員会の設立や、開催回数を増やすことにより、学校教育との差別化を図ります。		年間延参加人数90名	年間延参加人数108名	A	令和7年度から各回ごとの個別参加が可能な形	参加者が固定化する傾向があるため、新規の子	年間延参加人数100名	年間延参加人数150名	生涯学習課

■基本施策（２） 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
108	学びのSTEAM化で ワクワクドキする学校・授業づくり	「学びのSTEAM化」をキーワードに授業改善を図り、子どもたちのワクワクドキギを高めるべく学びを目指します。「学びのSTEAM化」によって自分たちで考え、工夫して課題をクリアしていくといった活動を行うことで、子どもたちに自信をつけさせ、自己肯定感を高めることにつなげていきます。	STEAM教育（テクノロジー）の視点で身の回りの「しくみ」を考える出前授業を小学校、中学校で行う。	次に掲げる点を強化し「学びのSTEAM化」を実践し授業改革につなげる。 ①既にを行っている「STEAM教育的なアプローチ」を各学校で継続。 ②授業の中で「小さなSTEAM教育」を回していく。 ③もっとSTEAM教育的なアプローチができないかという改革意識をもって授業づくりに取り組む。	・日常の授業の中に、教科横断的な視点やテクノロジーの活用など、「小さなSTEAM教育」を組み込み、主体的に思考する場面が増えることになった。 ・教師主導のワーク＆チャートの授業から脱却し、児童生徒が自ら問いを立て解決に挑む「探究型授業」へのシフトが実現した。 ・教職員が教科の枠を超え、単元を通じた授業づくりに取り組むことが増えた。	A	・評価を意図した授業づくりをすることで、子ども主体の授業や「ねらい」に即した授業の推進につながった。 ・充実した研修を行い教員の資質向上につながった。	・単元を通じた授業づくりのより一層の推進 ・指導と評価の一体化をさらに進めるための工夫・研修の更なる充実	次に掲げる点を強化し「学びのSTEAM化」を実践し授業改革につなげる。 ①既に行っている「STEAM教育的なアプローチ」を各学校で継続。 ②授業の中で「小さなSTEAM教育」を回していく。 ③もっとSTEAM教育的なアプローチができないかという改革意識をもって授業づくりに取り組む。	今後も継続して実施し、教員の授業力向上を図っていきます。	学校教育課
109	ALT（外国語指導助手）の全校配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にALTを配置し、ALTをより効果的に活用した授業改善のための支援やイベントの参加者を増やすための工夫を行います。	①ALTの活用により「小中一貫英語教育カリキュラム」を基にした授業を展開し、義務教育9年間を通して、発達の段階に応じた英語教育を推進する。 ②イングリッシュサマースクールや幼稚園・保育園訪問等を通して活動を地域にも発信する。 ③中学生海外交流事業における中学生の補助や支援を行う。	・ALTの活用により「小中一貫英語教育カリキュラム」を基にした授業を展開し、義務教育9年間を通して、発達の段階に応じた英語教育を推進する。 ・イングリッシュサマースクールや幼稚園・保育園訪問等を通して活動を地域にも発信する。 ・中学生海外交流事業における中学生の補助や支援を行う。	・市内の全小・中・義務教育学校にALT23名を配置し、「小中一貫英語教育カリキュラム」を基にした授業を行った。 ・7月23、24、25、28、29、31日の計6日間イングリッシュサマースクールを実施した。また、ALTによる保育園等訪問を実施し、夏季休業中に24施設、12月に9施設を訪問した。 ・中学生海外派遣研修事業の事前研修にALTが参加し、参加生徒の英会話研修の支援をした。	A	計画どおりALTがイベント等に参加し、積極的に交流を行った。イングリッシュサマースクールや保育園等訪問の事後アンケートでは参加者から高評価を得た。	学校内（授業以外）でALTをより多く活用する方法を検討する。	ALTを活用した授業を展開し、義務教育9年間を通して英語教育を推進する。 また、イングリッシュサマースクールや幼稚園・保育園訪問等を通して学校外でALTの有効活用を促進する。	今後も全校にALT配置を継続し、コミュニケーション力の育成を行っていく。	学校教育課
110	ICT（情報通信技術）を活用した新たな学びの推進事業	今後の情報化社会を生き抜く力を養成するため、学校ICT化の1stGIGAで導入したタブレット端末や校務支援システムの更新などICTを活用した授業を推進し、学習環境を整備します。	・無線LANや高速インターネット等のインフラ整備 ・GIGAタブレット、校務端末、校務支援システムのインフラ整備	・GIGAタブレット、校務端末、校務支援システムの更新計画策定 ・更新時期を迎える機器等の見直しを行い、設備の最適化を目指す	・電子黒板540台の更新 ・校務端末800台の更新	A	予定通り電子黒板と校務端末の更新が完了したため	インターネット等のインフラ整備に加え、タブレット端末の更新、校務支援システムの更新が今後予定されており、入替に伴う教職員への負担が懸念される。	更新に向けたゆとりある整備計画を設定し、計画的な整備を目指す。	国や県の動向も視野に入れながら、持続可能な整備を引き続き行っていく。	学校教育課
再掲	中学生海外交流事業《104再掲》	《№104再掲》		オーストリアからのホームステイ受入れ、オーストリアへ本市中学生の派遣を実施する。	・6月4日～9日にオーストリアから生徒30名が那須塩原を訪問し、ホームステイを行った。滞在期間中に市内中学校を訪問したり、日本の文化を体験したりした。 ・10月6日～15日に中学生31名がオーストリアを訪問し、ウィーン及びリンツで研修を行った。また、リンツでは、交流先のAuhof校の生徒と交流し、ホームステイをした。	A	ホームステイ受入れ事業及び海外派遣研修事業を予定どおり実施することができた。ホームステイ受入れ事業では「架け橋交流」を実施し、ホストパートナー以外の中学生もオーストリア生徒との交流を促進した。オーストリア派遣では、Auhof校の生徒への日本文化紹介を通じ、交流を深めることができた。	海外情勢による事業運営費用および参加者負担額の年々の上昇。	5月にオーストリアからの生徒を受入れホームステイを実施する。また、10月には中学生をオーストリアに派遣し、現地校の生徒と交流の場を設定する。	今後も事業を継続し、国際社会に貢献できる人材の育成を続ける。	学校教育課
再掲	社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施《105再掲》	《№105再掲》		実施時期や実施方法を見直しながら、全ての中・義務教育学校（後期課程）での校外体験活動を実施する。	6月に1校、11月に9校で実施	A	中学校8校及び義務教育学校（後期課程）2校の市内全校で実施し、校外体験活動の充実が図れた。	・協力事業所の確保 ・実施時期の見直し（インフルエンザ対応） ・実施方法の多様化	事業所や企業と連携しながら、多様な体験活動を実現する。	今後も事業を継続実施し、多様な体験活動を推進する。	学校教育課
111	ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。		音楽鑑賞教室・9校 学校外でのコンサート・ワークショップ実施	音楽鑑賞教室・9校 那須野が原博物館コンサート：1回 青木邸コンサート：1回 ワークショップ：1回	A	学校での音楽鑑賞教室のほか、学校外でのコンサートやワークショップを開催することができ、児童が文化・芸術に触れる機会をより広く提供することができた。	コンサートやワークショップの内容について、より幅広いジャンルで内容を検討し、実施する。	音楽鑑賞教室・9校 学校外でのコンサート・ワークショップ実施	文化振興事業の鑑賞者数3,000人	生涯学習課
112	小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。		演劇公演・7校 ワークショップ次年度より再開を検討	演劇公演・6校	B	概ね計画通りの校数で事業を実施することができたが、ワークショップについては、開催することができなかった。	ワークショップを開催できていないので、劇団と協力して、ワークショップについては、開催について検討する。	演劇公演・7校 ワークショップ再開を検討	文化振興事業の鑑賞者数3,000人	生涯学習課

基本方針5 教育環境の整備

113	保育園等芸術家派遣事業	豊かな感性を育むため、市内の認定こども園、幼稚園、保育園のこどもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する美技披露や講話を行います。		継続実施	12施設 (実施回数17回：(ドラムサークル4回・絵画2回・木工図工3回・演劇3回)	A	概ね計画どおりに実施でき、活動を通して、子どもたちの豊かな感性や創造性を育むことができた。	子どもたちが様々な芸術を体験できるよう、派遣芸術家の拡充等について検討する。	継続実施	事業の継続実施	保育園
114	小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	市立小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金の交付	継続実施	小学校10校、義務教育学校(前期課程)1校 中学校8校、義務教育学校(後期課程)1校で利用	A	市内全小・中・義務教育学校で大会に参加することができ、児童生徒の活躍の支援が図れた。	児童生徒の健やかな体の育成に寄与する活動を推進する必要がある。	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課
115	小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実	認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中でこどものよりよい成長を支援できるよう、地域的な交流を進めます。	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会 ・栃木県幼児教育総合センター主催の合同研修への参加	継続実施	・公開保育1回、公開授業2回の機会を共有することができた。	A	公開授業など小学校と認定こども園等の連携を図ることができたため。	・今後も公開保育や公開授業を継続していく。 ・研修会の開催	・研修会において小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との情報交換の機会を設ける。	事業の継続実施	学校教育課

■基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度(令和11年度)目標	担当課
						区分	評価の理由				
116	家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。	・母親学級 ・電子母子手帳アプリ	継続実施	・母親学級 実施10回 参加妊婦数95人 夫の参加84人 ・電子母子手帳アプリ登録者数 1,750人	A	・母親学級は実施回数を増やしたことで参加者も増加し、父親支援につながる内容や参加体験型の内容を実施することで、満足度も高かった。 ・電子母子手帳アプリの導入により、妊娠、出産、子育ての情報を得る機会が広がり、アプリを通して家族と共有も行えている。 ・就学時健康診断の観学習は、市内小学校、義務教育学校16校を会場として、小学校就学前保護者786名が参加した。	・母親学級は実施後のアンケートを元に利用者のニーズを把握し、必要時実施内容を見直していく必要がある。 ・母子手帳アプリの配信機能を利用し、妊娠中か産後、育児期に活用できる情報を発信できる機会を増やしていく。 ・今後も取組を継続しつつ、より効果的な実施方法を検討していく。	継続実施	継続実施	子育て相談課
			・出前講座(行政編)内の家庭教育メニューの実施 ・公民館での家庭教育の実施 ・教育講演会の実施 ・母親学級での観学習 ・就学時健康診断の観学習	継続実施	・公民館では、学校等と連携し、家庭教育支援事業を行い、延べ6,139人の保護者らの参加があった。 ・就学時健康診断の観学習は、市内小学校、義務教育学校16校を会場として、小学校就学前保護者786名が参加した。	A	・日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう伴走支援を行った。	形骸化しないよう、伴走支援を継続していく。	黒瀬中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、幕根学園の9校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	生涯学習課
再掲	コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《20再掲》	《№20再掲》		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう伴走支援を行った。	A	円滑な設置に向け研修会や説明会を実施するとともに、学校運営協議会委員に対して本事業の目的や効果的な運営について説明を行った。	形骸化しないよう、伴走支援を継続していく。	黒瀬中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、幕根学園の9校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている8校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を進めることができるように、地域学校協働活動推進員に研修を行うなどの支援を行った。	A	少しずつではあるが、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動が一体的に行われるようになってきている。	令和78年度で市内のすべての学校にコミュニティ・スクールが導入されるので、さらに地域学校協働活動が活発になるように支援していく。	市内のすべての学校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
再掲	地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン)【地域子ども・子育て支援事業(2)】 《9再掲》	《№9再掲》	子育てサロン	(子育てサポートステーション所管) 直営1か所、委託2か所 出張サロン6か所 利用延人数 15,532人	(子育て相談課所管) 直営 1か所、委託 2か所 大人 8,254人、子ども 9,289人 出張サロン 5か所 大人 512人、子ども 555人 利用延べ人数 18,610人	A	目標の利用人数に達することができ、遊びと交流の場を提供するとともに、子育てについての相談や情報の提供なども行うことができた。 利用する子どもの低年齢化に伴い、行事を見直し、実施したことも要因として大きかったと思われる。	低年齢での就園も多くなり、利用する子どもの低年齢化が予想されるため、乳児を対象とした行事の継続的な実施を検討していく。	(子育てサポートステーション所管) 直営1か所、委託2か所 出張サロン6か所 利用延人数 19,450人	(子育てサポートステーション所管) 直営1か所、委託2か所 出張サロン6か所 利用延人数 13,979人	子育て相談課
			子育てサロンの実施	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,773人	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 9,515人	A	目標の利用人数に達し、子育てに関する相談ニーズに対応した。	市全体のサロンの実施状況を踏まえ、利用者が少ない施設のニーズ等を把握する。	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,045人	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,045人	保育園

■基本施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度(令和11年度)目標	担当課
						区分	評価の理由				
117	情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳などに位置付け推進します。		継続実施	・各学校において、情報モラルを含めた情報教育を年間計画に位置付け実施した。 ・授業で活用できる資料を先方生に定期的に提供	A	計画どおりに実施することができた。	情報モラルに関する事例の紹介など、より具体的な事業を共有することで更に育成していくことが必要である。	情報モラル教育の充実を図る。	国や県の動向を注視した上で、引き続き、教員に対する研修会等を実施していく。	学校教育課
118	環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティアなどの地域住民と連携協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、街頭指導活動や立入調査を実施します。	・巡回指導活動の実施 ・立入調査の実施	継続実施	立入調査 第1回7月17日 第2回11月11日	B	計画どおりに立入り調査を実施することができた。	立入り調査を行う際に店長等の責任者がいないため、アルバイト店員等に県条例の話しを聞くが正確な状況の把握ができない場合がある。事前通知の無い立入り調査のため、対応が難しい。	今後も関係団体と連携して事業を実施する。	継続実施	生涯学習課

■基本施策(5) いじめ・体罰防止と救済

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度(令和11年度)目標	担当課
						区分	評価の理由				
119	通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内に設置したいじめや体罰への相談窓口について周知を行います。		継続実施	いじめや体罰について、電話や窓口で相談があったため、一定の周知がされていたと判断できた。	A	保護者に対して周知が的確に行われたため。	・相談者が周りを気にすることなく、相談が行える相談場所の確保	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課
120	児童生徒への支援の実施	いじめの早期発見・早期解決に向けて、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、スクールカウンセラーと学校の連携を強化します。	・スクールカウンセラー等の活用事業 ・相談体制の充実	継続実施	市内小・中・義務教育学校全校にスクールカウンセラーを派遣できた。	A	計画どおりに実施できた。	いじめの早期発見、早期解決に向け、スクールカウンセラーと学校との連携を強化する。	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課
121	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入・運営及び学校評価の実施	保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画し、目標やビジョンを共有し、一体となってこどもの健全育成や学校運営の改善に取り組むため、学校評議員制度からコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)へ移行し、各小・中・義務教育学校において開催することで、教育活動や学校運営の状況などについて評価を行います。	・学校評議員会の開催 ・学校評価の実施	・継続実施 ・年度末までに全校移行完了	学校評議員会の開催(1校あたり年2～3回)	A	・コミュニティスクール以降前の残り9校について計画どおり実施できた。 ・学校評議員の意見を学校経営に反映することができた。 ・学校、家庭、地域の協力関係を高めるとともに地域社会に開かれた学校づくりを推進できた。 ・令和8年度のコミュニティスクール完全移行を進めることができた。	なし(令和8年4月1日全校コミュニティスクールへの完全移行のため)。	なし(令和8年4月1日全校コミュニティスクールへの完全移行のため)。	学校評議員会の開催(1校当たり年2～3回)	学校教育課
122	いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策委員会	学校におけるいじめの防止などのための対策を効果的に行うための組織を設置します。	・いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・いじめ問題対策委員会の設置 ・学校いじめ対策組織の設置	継続実施	・令和7年度の具体的な事業を行うことができた。 ・協議会や委員会では、いじめについての現状を伝え、関係者間で成果と課題を共有することができた。	A	計画どおりに実施できた。	特になし	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課
123	いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同様の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。		継続実施	再調査の案件がなかったことから、委員の委嘱もなし。	A	必要に応じて委員会を開催できる体制は整備されている。	委員会の開催等、適宜対応できるよう教育委員会との連携強化を図る。	継続実施	継続実施	子育て支援課
再掲	児童虐待に関する相談体制の充実《27再掲》	《№27再掲》		家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人	A	各家庭で抱えている問題や不安を丁寧に聞き取り、話を聞くことで保護者の不安軽減を行ったり、必要な福祉制度につなげるなどの支援を行った。	年々件数が増加している児童虐待に関する相談にきめ細やかな対応をしていくため、支援に関する知識を高め、資質の向上を図る必要がある。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	子育て相談課

基本方針 6 子育てにやさしい生活環境の整備

■基本施策（1） 安心して外出できる環境の整備

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
124	歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。		通学路安全プログラムによるグリーンベルト整備 2路線 L=340m 道路改良工事による歩道整備 1路線 L=90m	通学路安全プログラムによるグリーンベルト整備 4路線 L=987m 道路改良工事による歩道整備 1路線 L=131m(片側のみ)	A	通学児童など歩行者の安全対策が図られた。	学校や地域からの要望に基づき策定された「通学路安全プログラム」に沿った事業実施のための財源確保が重要であり、国の補助事業を積極的に活用し事業を進めていく。	通学路安全プログラムによるグリーンベルト整備 1路線 L=190m 道路改良工事による歩道整備 1路線 L=89m(片側のみ)	歩道のバリアフリー化に向けて事業を推進する。	都市建設課
125	都市公園施設の整備	市内の都市公園の遊具などの施設について、計画的に更新・修繕を行い、子どもが安全に遊べる環境を整えます。	・都市公園施設(※)の修繕・更新・新設 ※管理施設・遊戯施設・休養施設・園路及び広場・運動施設・修景施設・便施設・教養施設	・乃木緑地トイレ更新工事 ・那珂川河畔公園トイレ更新設計業務	・乃木緑地トイレ更新 ・那珂川河畔公園トイレ更新設計	A	老朽化したトイレをバリアフリートイレに更新することで、子育て世代が利用しやすい環境を整えた。	「第2期公園施設長寿命化計画」に基づき令和5年度から令和14年度までの10年間で総額約1億円の事業費が必要だが、施設の修繕や補修が主な内容であり活用できる国庫補助メニューがないため、基金等を活用し財源を確保する必要がある。乃木緑地トイレ更新工事については、公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)を活用し実施した。	都市公園施設のバリアフリー化等を継続。 ・那珂川河畔公園トイレ改築工事 ・烏ヶ森公園駐車場整備工事 ・烏ヶ森公園遊具広場駐車場設計業務 ・烏ヶ森公園遊具広場トイレ更新設計業務 ・烏野目河川公園木道橋更新設計業務	都市公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園施設の整備を推進する。	都市建設課
126	赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽に外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページなどでお知らせします。		継続実施	引き続き周知を回り、ステッカーを希望する団体へ新しいステッカーを配布した。	A	継続して実施し、ホームページの見直しも適宜行った。	設置個所の周知と併せて新規登録してもらったための周知も図る。 事が主な移動手段となっているため、どの程度参考になっているかは疑問がある。	継続実施	継続実施	子育て支援課
127	移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースが確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。		継続実施	貸出し件数 2件	A	貸出体制を整え、希望する団体へ貸出しすることができた。	希望する団体には貸出することができたが、申請団体が多くないため、周知に力を入れる必要がある。	継続実施	継続実施	子育て支援課

■基本施策（2） 子どもの安全の確保

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
128	緊急時の避難先確保や指導	子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスルなど防犯機器の活用方法、緊急避難場所の利用方法などの指導に努めます。		防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	A	市内全小中学校の新一年生全員に防犯ブザーの配布を実施した。	子ども達の安全確保のため継続して実施する必要がある。 また、配布後のブザー所持の確認や正常に音が鳴るかどうかの点検等も併せて実施していく必要がある。	防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
129	子どもを守る家	子どもが緊急時に駆け込める「子どもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「子どもを守る家」にはステッカーを標示し、子どもには各学校の登下校指導などで説明をします。		継続して連携・協力を行う。	実績なし	D	事業実施担当課と連携しているが、子どもを守る家プレートやマニュアルの在庫があるため、追加作成しなかった。	今後も継続して連携・協力を行う。	継続して連携・協力を行う。	継続して連携・協力を行う。	交通防犯課
				継続して連携・協力を行う。	事業実施担当課発出の設置個所案内通知を各学校に配布し、周知を図ることができた。	B	事業実施担当課と連携することができた。	今後も事業実施担当課、各学校との連携・協力を継続する。	継続して連携・協力を行う。	継続して連携・協力を行う。	学校教育課
				設置件数1,700件	設置件数1,688件	B	設置状況調査を行った結果、空き家や辞退等で設置件数は微減となったが、なおお博での周知活動や、学校経由で各家庭にチラシを配布する等の取組みを行った。	設置件数の増に繋がるよう、今後も継続して取組みを行う。	設置件数1,700件	設置件数1,800件	生涯学習課
130	防犯ブザーの配布	子どもを犯罪の被害から守るため、小学校及び義務教育学校の新1年生に防犯ブザーを配布します。		防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	A	市内全小中学校の新一年生全員に防犯ブザーの配布を実施した。	子ども達の安全確保のため継続して実施する必要がある。 また、配布後のブザー所持の確認や正常に音が鳴るかどうかの点検等も併せて実施していく必要がある。	防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
131	防犯カメラ設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会へ設置費などの助成を行います。		累計設置数 15台	累計設置数 15台	A	防犯カメラの設置を希望する自治会に補助金を交付することができた。	引き続き、防犯カメラの設置費、管理費に対する補助金を交付することで、安全で安心なまちづくりに寄与する。	累計設置数 17台	累計設置数 35台	交通防犯課
132	防犯灯設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会などへ設置費などの助成を行います。		・設置数 120基(年間) ・維持数 10,120基	・設置数 84基(令和7年度実績) ・維持数 10,148基	B	新規設置を希望する団体に補助金を交付することができたが、防犯灯新設数が目標値の7割にとどまった。	引き続き、防犯灯の設置、電気料、修繕及び撤去に対する補助金を交付することで、安全で安心なまちづくりに寄与する。	・設置数 100基(年間) ・維持数 10,200基	・設置数 120基(年間) ・維持数 10,300基	交通防犯課
133	那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	通学路交通安全対策プログラムを策定し、通学路の安全点検を毎年実施します。 原則として毎年、新規箇所などの合同点検を実施します。	・通学路安全推進会議の開催 ・合同点検の実施 ・対策箇所一覧表の作成及び公表	継続実施	・通学路危険箇所の合同点検を実施	A	計画どおりに実施できた。	通学路の安全対策プログラムを通じて関係各課で連携し、安全対策の推進を継続する。	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課
134	自主防犯団体への活動支援費補助	犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品の購入費用などの一部を助成します。		・補助金交付 5団体(年間) ・令和7年度防犯研修 参加者50名	・補助金交付 7団体 ・令和7年度防犯研修 参加者36名	A	補助団体数、防犯研修参加人数とも昨年度を上回った。	自主防犯団体への周知と活動経費への補助を行い、安全で安心なまちづくりに寄与する。	・補助金交付 5団体(年間) ・防犯研修 参加者50名	・補助金交付 5団体(年間) ・防犯研修 参加者50名	交通防犯課
135	防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。		継続実施	・防犯教室開催件数 6回 ・参加者 131人	B	目標の参加者数には至らなかったが、那須塩原警察署と連携し実施することができた。	今後も那須塩原警察署と連携して、防犯教室を実施していく。	・防犯教室開催件数 5件(年間) ・参加者 500人	・防犯教室開催件数 5件(年間) ・参加者 500人	交通防犯課
136	交通安全教室の開催	交通安全指導員が小学校、義務教育学校、教育・保育施設などで、交通安全講話、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。		継続実施	・交通安全教室開催件数 66件 ・参加者 5,676人	A	開催件数、参加者ともに目標を上回る実績となった。	引き続き交通安全教育を推進する。	・交通安全教室開催件数 50件(年間) ・参加者 4,500人	・交通安全教室開催件数 50件(年間) ・参加者 4,500人	交通防犯課
137	おさんぽルートの把握・危険箇所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険箇所の点検を行います。		継続実施	各施設で実施	A	各施設において、お散歩ルートの見直しや危険箇所の点検を行った。	各施設において定期的に安全確認を行う。	各施設にて安全なルートを作成し、園より相談があったときは、助言等を行う。	継続実施	保育課
再掲	情報モラル教育の推進《117再掲》	《№117再掲》		継続実施	・各学校において、情報モラルを含めた情報教育を年間計画に位置付け実施した。 ・授業で活用できる資料を先生方に定期的に提供	A	計画どおりに実施することができた。	情報モラルに関する事例の紹介など、より具体的な事実を共有することで更に育成していく必要がある。	情報モラル教育の充実を図る。	国や県の動向を注視した上で、引き続き、教員に対する研修会等を実施していく。	学校教育課
	教育・保育施設への事故防止等用力カメラの設置	教育・保育施設に事故防止用力カメラを設置し安全な保育環境を確保します。		継続実施	修繕：カメラ1台 更新：録画機1台	A	故障箇所の修繕、老朽化した機器を取替える	機器の安定稼働を確保するため、点検等によ	継続実施	継続実施	保育課

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

■基本施策（1） 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
139	学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に左右されず、全ての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進します。		個別最適な学びと協働的な学びの実現により、児童生徒の学力の向上を図る。	各種研修を通して教職員の授業力向上を推進した。特に、本市が目指す「ワクワドキドキする授業」を推進している教員を各学校に紹介し、その授業参観や授業研究会を通して互いに学び合い、授業力向上を図ることを目的として実施した研修「ウェル学ビーイング」には、多くの教職員の参加が得られ、教職員の学びが深まった。授業力向上に努めてきた取組が、各種学力調査やアンケートの結果につながっている。	A	教職員の授業力向上の成果が、各種学力調査結果やアンケートの肯定的な結果につながっていることを確認できた。	・教職員の実態やニーズに応じた研修内容の改善 ・教職員の更なる質の向上を図るための研修の場の設定	「子供をひとりもあきらめない教育の実現」を目指し、個別最適な学びと協働的な学びの実現により、児童生徒の学力の向上を図る。	引き続き、学力を向上させる取組を推進していく。	学校教育課
再掲	社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施 《105再掲》	«№105 再掲»		実施時期や実施方法を見直しながら、全ての中・義務教育学校（後期課程）での校外体験活動を実施する。	6月に1校、11月に9校で実施	A	中学校8校及び義務教育学校（後期課程）2校の市内全校で実施し、校外体験活動の充実が図れた。	・協力事業所の確保 ・実施時期の見直し（インフルエンザ対応） ・実施方法の多様化	事業所や企業と連携しながら、多様な体験活動を実現する。	今後も事業を継続実施し、多様な体験活動を推進する。	学校教育課
140	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮など様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。		不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対してスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行う。	・学校からの派遣要請を受け、市スクールソーシャルワーカー2名が学校及び家庭の支援を行った。 ・不登校や経済的困窮の家庭に対して適切な支援を行うことができた。	B	学校からの派遣要請後、課内でケース会議を協議し、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭に対して早急に対応することができたため。	・学校や家庭に対しスクールソーシャルワーカー配置事業の更なる周知が必要 ・様々な相談ケースに柔軟に対応することができるよう、研修会を通じスクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。 ・市スクールソーシャルワーカーの追加確保	・スクールソーシャルワーカーの追加確保 ・事業の継続実施	今後ともSSWrが保護者、関係機関との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境調整を行うことで支援を図っていく。	学校教育課
再掲	要支援児童放課後応援事業 《62再掲》	«№62 再掲»		信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す	・実施箇所 2か所 ・利用者数 43人（小学生17人、中学生5人）	A	育児放棄の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援及び食事の提供等を行った。徐々に基本的生活習慣が身に付き、自主的に学習に取り組む姿勢がみられるようになった	要支援児童が増加しており、当該事業を必要とする児童も増加していることから、利用者数が定員に近づく曜日もある。必要な支援が行き渡るよう、事業の在り方を検討してい必要がある。	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す	子育て相談課
141	生活困窮者世帯学習支援	学力の向上や学習習慣の定着を図るため、生活保護、準要保護世帯の小学4年生～高校生を対象に学習支援員による学習の支援を行います。		市内4か所の公民館で週1回又は2回、2時間程度（18時～20時）の学習支援を実施。	参加者30名	A	目標としていた参加者数にはわずかに届かなかったが、学習の場を提供し、学習習慣の定着が図れた。	年度の後半になると出席率が下がるため、欠席が長期になる前に保護者に連絡を行うなど、状況の把握に努めながら継続参加を促す。	参加者30名	参加者30名	生活福祉課
再掲	ふるさとアーティスト派遣事業 《111再掲》	«№111 再掲»		音楽鑑賞教室：9校 学校外でのコンサート・ワークショップ実施	音楽鑑賞教室：9校 那須野が原博物館コンサート：1回 青木邸コンサート：1回 ワークショップ：1回	A	学校での音楽鑑賞教室のほかに、学校外でのコンサートやワークショップを開催することができ、児童が文化・芸術に触れる機会をより広く提供することができた。	コンサートやワークショップの内容について、より幅広いジャンルで内容を検討し、実施する。	音楽鑑賞教室：9校 学校外でのコンサート・ワークショップ実施	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
再掲	小学校演劇公演ワークショップ 《112再掲》	«№112 再掲»		演劇公演：7校 ワークショップ次年度より再開を検討	演劇公演：6校	B	概ね計画通りの校数で事業を実施することができたが、ワークショップについては、開催することができなかった。	ワークショップを開催できていないので、劇団及び学校と調整の上、開催について検討する。	演劇公演：7校 ワークショップ再開を検討	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
再掲	保育園等芸術家派遣事業 《113再掲》	«№113 再掲»		継続実施	12施設 （実施回数17回：（ドラムサークル9回・絵画2回・木工図工3回・演劇3回）	A	概ね計画どおりに実施でき、活動を通して、子どもたちの豊かな感性や創造性を育むことができた。	子どもたちが様々な芸術を体験できるよう、派遣芸術家の拡充等について検討する。	継続実施	事業の継続実施	保育課
142	就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを支給し、援助を行います。		引き続き、援助を行っていく。	準要保護者の累計認定人数：1,141人 特別支援教育就学奨励費の累計認定人数：470人	A	他機関と連携し、経済的理由で援助が必要とされる児童生徒の世帯へ援助を行うことができた。	引き続き援助が必要な世帯へ援助を継続して行えるよう努める。	引き続き、援助を行っていく。	引き続き、援助を行っていく。	学校教育課
143	奨学資金貸与・給付事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校や大学などに就学することが困難な者に対し、奨学資金を貸与、又は給付し、広く人材を育成します。		○採用目標 ＜給付（国内）＞ 【国内進学】・決定者数 8名 【医療系】・決定者数 3名 ＜給付（海外）＞ ・決定者数 2名 ＜貸与（国内）＞ ・決定者数 13名 ＜貸与（海外）＞ ・決定者数 2名	○採用実績 ＜給付（国内）＞ 【国内進学】・決定者数 9名 【医療系】・決定者数 1名 ＜給付（海外）＞ ・決定者数 1名 ＜貸与（国内）＞ ・決定者数 18名 ＜貸与（海外）＞ ・決定者数 0名	A	・奨学資金の給付、貸与により経済的理由で修学が困難であった者にその機会を与えることができた。	・1度目の応募で定員に達せず、追加の応募を行った。周知方法や応募条件の緩和について検討する必要がある。	○採用目標 ＜給付（国内）＞ 【国内進学】・決定者数 8名 【医療系】・決定者数 2名 ＜給付（海外）＞ ・決定者数 2名 ＜貸与（国内）＞ ・決定者数 13名 ＜貸与（海外）＞ ・決定者数 2名	○採用目標 ＜給付（国内）＞ 【国内進学】・決定者数 8名 ＜給付（海外）＞ ・決定者数 2名 ＜貸与（国内）＞ ・決定者数 13名 ＜貸与（海外）＞ ・決定者数 2名	教育総務課

■基本施策（2） 生活の安定のための支援

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
再掲	妊産婦支援事業 《65再掲》	«№65 再掲»	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・母親学級 ・妊娠後期相談 ・産婦健康診査 ・産後ケア	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 89.5%以上	・母子健康手帳交付 588冊 妊婦面接（母子手帳交付、転入者34人）610人 ・妊婦健康診査（延）6,957人 ・母親学級 実施10回 参加妊婦数 95人 夫の参加84人 ・妊娠後期相談 567人 ・産婦健康診査（延1,141人） ・産後ケア（泊）452日、（デイ）402日、（居宅訪問）20日 ・電子母子手帳アプリ登録者数 1,750人 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月健診時） 87.0%	B	・母親学級は実施回数を増やしたことで参加者も増加し、父親支援につながる内容や参加体験型の内容を実施することで、満足度も高かった。 ・産後ケアはR6年度からユニバーサルサービスに移行したことで、利用数は年々増加傾向にあり、産後に支援を必要としている産婦の支援ができている。 ・妊娠中から産後にかけて多くの機会を利用し、切れ目なく相談体制及び経済的支援を行っているが、妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合は目標に届かなかった。	・母親学級は実施後のアンケートを元にご利用者のニーズを把握し、必要時実施内容を見直していく必要がある。 ・産後ケアは、今後は電子申請を導入予定のため、来所のみで可能であった申請手続きの負担を軽減することで、事業の充実を図る。 ・母子手帳アプリの配信機能を利用し、妊娠中から産後、育児期に活用できる情報を発信できる機会を増やしていく。 ・一つの家庭の中でも問題が多様化し複雑なケースが増加しているため、関係機関との連携を図りながら、伴走型の支援体制を充実させていくことが課題となる。	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 87%以上	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 91.5%以上	子育て相談課
再掲	妊産婦医療費助成制度 《66再掲》	«№66 再掲»		継続実施 （安定した制度運営のため、適正受償等のPRに努める）	助成件数：5,083件 助成額：20,932,680円	A	・対象者加入の保険組合や受診先医療機関と連携をとり、漏れなく支給ができている。 ・医療費にかかる妊産婦の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進し、母子の健康に寄与することができた。	今後も取組を継続する。	継続実施 （安定した制度運営のため、適正受償等のPRに努める）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
再掲	乳幼児健康診査 《31再掲》	«№31 再掲»	・4か月児健康診査 ・10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・5歳児健康診査	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	（健診受診率） ・4か月児健康診査 97.7% ・10か月児健康診査 95.5% ・1歳6か月児健康診査 97.7% ・2歳児歯科検診 97.8% ・3歳児健康診査 96.8% ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	・すべての健診受診率が95%以上と、高い受診率を維持できている。 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合について、目標を達成した。	・乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、乳幼児健診は重要な事業であり、受診率を維持していく必要がある。 ・引き続き未受診の児に対しても安否確認、発育発達の確認、家庭状況など支援していく必要がある。	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

	再掲	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(4)】《69再掲》	«№69 再掲»	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持 (R6年度 95.8%)	・新生児産婦訪問指導事業 (実) 40件 (延) 40件 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 (実) 1,609件 (延) 2,753件 ・乳児家庭全戸訪問事業 580件 ・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.8%	A	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業の訪問数は増加しており、支援が必要な家庭への訪問や専門職による全戸訪問は実施できている。この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合は目標を達成し、現状維持できている。	伴走型の相談支援体制を充実し、切れ目ない支援につなげるため専門職の確保が必要である。	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持 (R6年度 95.8%)	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持 (R6年度 95.8%)	子育て相談課
	再掲	養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(5)-1】《29再掲》	«№29 再掲»	養育支援家庭数	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合 (4か月児健診時) 5%以下	・子育てを楽しくないと思う時がある親の割合 (4か月児健診時) 2.2% ・養育支援訪問家庭数: 988	A	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合が昨年度から僅かに減少し、目標を達成した。	出生数は減少しているが養育支援訪問数は増加している中、支援が必要となる適切な時期にタイムリーに訪問し、対象者が安心して育児ができるよう支援を行う。	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合 (4か月児健診時) 5%以下を維持	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合 (4か月児健診時) 5%以下	子育て相談課
	再掲	こども医療費助成 《88再掲》	«№88 再掲»			継続実施 (安定した制度運営のため、適正受診等のPRに努める。)	A	医療費にかかる保護者の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進することができた。	今後も取組を継続しつつ、より効果的な実施方法を検討していく。	令和8年度から高校生までの医療費助成を現物給付とした。市民からも要望の強い改正であったためこのまま制度を維持していく。	令和元年度から中学生までの医療費助成を現物給付とした。市民からも要望の強い改正であったためこのまま制度を維持していく。	子育て支援課
	再掲	ひとり親医療費助成 《39再掲》	«№39 再掲»	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。		継続実施 (制度の周知を図る)	A	ひとり親家庭医療費助成は、家庭の経済的負担を軽減しており、安定した生活に寄与している。	今後も取組を継続する。	継続実施 (制度の周知を図る)	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
	再掲	実費徴収に係る補正給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業(12)】《14再掲》	«№14 再掲»			継続実施	A	対象者に対し、利用に係る実費負担の助成ができるよう準備を整えていた。	対象者への制度周知	継続実施	継続実施	保育課
	再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 《42再掲》	«№42再掲»	県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金の相談・申請受付		継続実施	A	・事業について周知を行い、相談があった場合には、母子・父子自立支援員が面談等を実施した。 ・相談者の生活状況やニーズに合わせた貸付を実施した。	・引き続き事業の周知を行うとともに、相談者のニーズや家計の状況を把握するなど生活状況を踏まえ、適切な資金の貸付を行う。	継続実施	母子父子寡婦福祉資金貸付事業について広報周知を継続して実施する。	子育て相談課
	再掲	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免 《43再掲》	«№43 再掲»			生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり (市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料)。	A	非課税世帯・ひとり親世帯等の減免対象延べ 125人	適切な制度の運用	生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり (市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料)。	生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり (市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料)。	保育課
	再掲	放課後児童クラブ事業利用料減免 《44再掲》	«№44 再掲»	民設児童クラブへ利用料減免事業補助金	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	〇公設児童クラブ 準要保護世帯 217人 生活保護世帯 0人 〇民設児童クラブ 実施クラブ数 2クラブ 準要保護世帯 6人 生活保護世帯 0人	A	生活福祉課、学校教育課と連携し、該当となる方を迅速に把握し、適切に減免を実施することができた。 民設クラブへの補助を継続し、各クラブでの実施につなぐことができた。	制度の適切な運用 (確実な減免実施及び制度の周知)	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	子育て支援課
新	144	児童手当	安定した子育てのため、18歳以下のこどものいる家庭へ児童手当を支給します。		継続実施 (支給に漏れないよう制度運用していく)	受給者数: 9,114人 手当支給額: 2,393,120,000	A	児童手当は児童を育てる家庭の生活の安定に寄与するとともに、時代を担う児童の健やかな成長に資するものとなっている。	今後も取組を継続する。	継続実施 (支給に漏れないよう制度運用していく)	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
	145	遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前のこどもの健全な育成のため、遺児手当を支給します。		制度の周知を図る	延べ人数: 542人 支給額: 1,626,000円	A	遺児の健全な育成及び福祉の増進を図ることができた	今後も取組を継続する。	制度の周知を図る	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
	再掲	児童扶養手当 《38再掲》	«№38 再掲»		継続実施 (制度の周知を図る)	受給者数: 983人 手当支給額: 490,556,460円	A	児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定に寄与しており、子どもの福祉の増進に繋がっている。	今後も取組を継続する。	継続実施 (制度の周知を図る)	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
				生活困窮者への住居確保給付金 (転居費用含む) の給付	継続実施	支給決定件数3件	A	住居確保が困難な世帯に対し、住居確保給付金を給付することで、安定した生活を支援することができた。	社会福祉協議会 (相談業務の受託者) と連携しながら、住居確保が困難な世帯を把握し、安定した生活を支援する。	継続実施	継続実施	生活福祉課
	再掲	住宅支援 《41再掲》	«№41 再掲»	・県や関係機関が実施するひとり親家庭に対する住宅の確保に関する各種支援の周知、相談、申請等の支援	継続実施	・ひとり親への住宅支援について、ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックによる制度周知を行った。	A	・相談者のニーズに合わせた支援策を検討し、栃木県ひとり親家庭福祉連合会が実施する住宅支援資金貸付や、社会福祉協議会が行う住宅確保給付金による支援を行っているが、令和7年中の貸付実績はなかった。	・引き続き事業の周知を行うとともに、相談者のニーズに合わせた支援を行う。	継続実施	ひとり親への住宅支援について広報周知を継続して行う。	子育て相談課
	再掲	要支援児童放課後応援事業 《62再掲》	«№62 再掲»		信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	・実施箇所 2か所 ・利用者数 43人 (小学生17人、中学生5人)	A	育児放棄の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援及び食事の提供等を行った。徐々に基本的な生活習慣が身に付き、自主的に学習に取り組む姿勢がみられるようになった。	要支援児童が増加しており、当該事業を必要とする児童も増加していることから、利用者が定員に近づく曜日もある。必要な支援が行き渡るよう、事業の在り方を検討していく必要がある。	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	子育て相談課
	再掲	コミュニティ・スクール地域学校協働本部 《20再掲》	«№20 再掲»		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。同時に、効果的な運営となるよう併走支援を行った。	日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう併走支援を行った。	A	内滑な設置に向け研修会や説明会を実施するとともに、学校運営協議会委員に対して本事業の目的や効果的な運営について説明を行った。	令和78年度で市内のすべての学校にコミュニティ・スクールが導入されるのに、さらに地域学校協働活動が活発になるように支援していく。	黒磯中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、帯根学園の9校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
					コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を進めることができるように、地域学校協働活動推進員に研修を行うなどの支援を行った。	A	少しずつではあるが、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動が一体的に行われるようになってきている。	令和78年度で市内のすべての学校にコミュニティ・スクールが導入されるのに、さらに地域学校協働活動が活発になるように支援していく。	市内のすべての学校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
	146	市内で実施しているこども食堂の情報提供	市内で実施しているこども食堂について、市のホームページなどで情報提供を行います。		最新の情報をホームページに掲載し、継続的に情報提供していく。	市ホームページへの掲載	B	ホームページでの掲載は実施したが、新規開設等の情報の更新をすることができなかった。	市が助成金を交付している団体以外について、社会福祉協議会と連携をとりながら随時情報を更新していく。	最新の情報をホームページに掲載し、継続的に情報提供していく。	最新の情報をホームページに掲載し、継続的に情報提供していく。	子育て支援課

■基本施策 (3) 保護者の自立に向けた支援

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業 (左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度 (令和11年度) 目標	担当課
						区分	評価の理由				
再掲	ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実 《34再掲》	«№34 再掲»	・母子・父子自立支援員による相談支援 ・ハローワーク、社会福祉協議会などの関係機関との連携 ・ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックの改定、周知	母子・父子自立支援員による相談支援、関係機関との連携、支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援体制の充実を図る	母子・父子自立支援員を配置し相談に応じるとともに、相談内容に応じて関係機関と連携し対応した。	A	・ひとり親家庭からの相談に対し、母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、必要に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携して対応することができた。	引き続き母子・父子自立支援員による相談支援や関係機関と連携した支援を行う。	相談員を継続配置したうえで、関係機関との連携強化を図る。	母子・父子自立支援員による相談支援、関係機関との連携、支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援体制の充実を図る。	子育て相談課
再掲	母子・父子自立支援プログラム策定事業 《35再掲》	«№35 再掲»		個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	母子・父子自立支援プログラムを策定による就労支援数1名 (5年間 (R3～7) 実績: 37名)	B	・令和7年度については、就労等に関する相談者のうち、1名について就労等に向けた自立支援プログラム策定による支援を行い、就労等につなげた。 ・就労相談者については、プログラムの策定には至らない場合も、ハローワーク等の関係機関と連携して支援を実施した。	・自立支援プログラムを策定することで各種支援を受けることができるようになる場合もあることから、相談者のニーズに合わせ、必要に応じて自立支援プログラム策定による支援を実施する。	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	母子父子自立支援プログラム就労支援数 5年間で100名	子育て相談課
再掲	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 《36再掲》	«№36 再掲»		継続実施	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用者数 2名 (5年間 (R3～7) で14名)	B	・資格取得に向けた講座を受講し、就労につなげた。 ・講座を受講したものの資格取得できなかったケースもあった。 ・資格取得に関する相談を受けたものの、	・制度の利用にあたり、ひとり親家庭が経済的に自立できるように、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、丁寧な相談支援を行う。	継続実施	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用者数 5年間で20名	子育て相談課

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

再掲	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業《37再掲》	«№37 再掲»		継続実施	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 を利用し修業を修了した者 0名 （5年間（R3～7）で7名	B	・令和7年度は1名が給付を受けていたが、年度末に転出となった。 ・講座を受講したものの資格取得できなかったケースもあった。	・制度の利用にあたり、ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、丁寧な相談支援を行う。	継続実施	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 利用終了者数 5年間で10名	子育て相談課
147	母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。	・入所相談、申込受付、負担金徴収など	継続実施	1件	A	・施設の活用が必要と認められる方に対し、適切な情報提供・活用を行い、対応を行った。	・今後も必要に応じて適切な情報提供・活用を行い、自立支援を行う。	継続実施	継続実施	子育て相談課

■基本施策（4） 支援が必要な家庭を支える体制づくり

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
						区分	評価の理由				
148	庁内連携体制の強化	こどもの貧困に対する施策について、庁内の連絡会議などにより情報共有を行い施策の展開を図ります。		継続実施	子ども・子育て支援施策推進委員会を開催。	B	会議の開催及びメール等で共有を行った。子どもの貧困に対する対策について、新たな施策の展開は図れなかった。	会議の開催等による情報共有は図られたが、それを具体的な事業化や改善に結び付け、施策の展開をどのようにしていくかが課題である。今後は、共有した情報を有効に活用し、本市の実情に即した具体的な取組の検討を図っていく必要がある。	継続実施	継続実施	子育て支援課
149	こども食堂など地域における子育て支援取組	「地域での子育て支援活動」「食事の提供を通じたこどもの居場所づくり」などを行っている団体に対して、活動費の一部を助成します。	子ども・子育て夢基金助成事業	継続実施	助成団体 ・子どもの健全育成 2団体 ・地域における子育て支援活動 2団体 ・ひとり親支援 1団体 ・こども食堂 15団体	A	活動費の一部を助成することで、新規開設や既存事業の充実を図ることができた。次年度の実施に向け、内容を精査し、補助金交付要綱を制定した。	次年度より「こどもの居場所づくり」を運営する団体に対して助成を行っていく。助成制度について広く周知を図り、1つでも多くの居場所づくりにつなげていきたい。	継続実施	継続実施	子育て支援課
再掲	スクールソーシャルワーカーによる相談支援《140再掲》	«№140 再掲»		不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対してスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行う。	・学校からの派遣要請を受け、市スクールソーシャルワーカー2名が学校及び家庭の支援を行った。 ・不登校や経済的困窮の家庭に対して適切な支援を行うことができた。	B	学校からの派遣要請後、課内でケース会議を協議し、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭に対して早急に対応することができたため。	・学校や家庭に対しスクールソーシャルワーカー配置事業の更なる周知が必要 ・様々な相談ケースに柔軟に対応することができるよう、研修会を通じスクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。 ・市スクールソーシャルワーカーの追加確保	・スクールソーシャルワーカーの追加確保 ・事業の継続実施	今後ともSSW rが保護者、関係機関との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境調整を行うことで支援を図っていく。	学校教育課

基本方針8 子どもの権利の保障

■基本施策(1) 子どもの権利侵害からの救済

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度(令和11年度)目標	担当課
						区分	評価の理由				
150	子どもの権利救済委員会の実施	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1人を委嘱し、3人で構成します。		継続実施	3人の委員に委嘱。委員会の開催はなし。	A	救済の申立てがあった場合、委員会を開催できる体制を整備した。	引き続き、救済の申立に対応できる体制を整備しておく。	継続実施	事業の継続実施	子育て支援課
再掲	児童虐待に関する相談体制の充実《27再掲》	≪№27 再掲≫		家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人	A	各家庭で抱えている問題や不安を丁寧に聞き取り、話を聞くことで保護者の不安軽減を行ったり、きめ細やかな対応をしていくため、支援に必要な福祉制度につなげるなどの支援を行った。	年々件数が増加している児童虐待に関する相談にきめ細やかな対応をしていくため、支援に関する知識を高め、資質の向上を図る必要がある。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	子育て相談課
再掲	通報・相談窓口の設置及び周知《119再掲》	≪№119 再掲≫		継続実施	いじめや体罰について、電話や窓口で相談があったため、一定の周知がされていたと判断できた。	A	保護者に対して周知が的確に行われたため。	相談者が困りを気にすることなく、相談が行える相談場所の確保	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課
再掲	児童生徒への支援の実施《120再掲》	≪№120 再掲≫	・スクールカウンセラー等の活用事業 ・相談体制の充実	継続実施	市内小・中・義務教育学校全校にスクールカウンセラーを派遣できた。	A	計画どおりに実施できた。	いじめの早期発見、早期解決に向け、スクールカウンセラーと学校との連携を強化する。	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課

■基本施策(2) 子どもの権利に関する啓発活動

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和7(2025)年度目標	令和7(2025)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和8(2026)年度目標	最終年度(令和11年度)目標	担当課
						区分	評価の理由				
151	制度の周知	こどもの権利などについて、こどもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。		イベントでの周知・啓発を実施	ヤングケアラー啓発用リーフレットの配布イベント(なしお博)での啓発及び相談ブース出張	A	リーフレットを作成し、市内の新6年生、高校1・2年生に配布した。また、なしお博でもリーフレットの他、啓発グッズ(ふせん)を配布し、周知を図った。	引き続き、積極的な周知・啓発を図る必要がある。	継続実施	イベント等での周知・啓発を継続実施	子育て支援課
152	こどもの権利に関する講演会等の開催	こどもの権利に関して見識のある講師を招き、講演会や研修会を開催します。		市内小中学校での講演会の実施 5校	小中学生を対象としたヤングケアラー講演会を実施 R7年度 5校	A	ヤングケアラーについて、考え理解を深めるため度行っていくが、それ以外の対象者についても検討し、対象者に応じた講師の選定及び開催方法を検討し実施につなげる。	市内の全小中学校での講演会実施に向け毎年行っていくが、それ以外の対象者についても検討し、対象者に応じた講師の選定及び開催方法を検討し実施につなげる。	継続実施	市内全小中学校での講演会の実施	子育て支援課
153	こどもの権利に関する学習	こども自身によるこどもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどでこどもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、こどもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。		継続実施	市ホームページでの情報提供	B	市HPにて情報提供を行ったが、今まで同様のものであり、新たな取組等については行っていない。	教育委員会とも連携し、こども自身の学習支援につなげる必要がある。	継続実施	事業の継続実施	子育て支援課
				継続実施	学習活動や道徳の時間に子どもの権利に関する学習を実施	B	子どもの権利に関する資料を各学校に提供	継続的に周知・啓発を図る必要がある。	事業の継続実施	事業の継続実施	学校教育課
154	こどもの意見を表明する機会の確保	こども施策の策定などに当たって、こどもの意見反映がされるよう意識向上を図ります。		庁内への周知及び情報提供の実施	子ども・子育て支援施策推進委員会において、制度の周知及び情報提供依頼を行った。	A	子ども・子育て支援施策推進委員会において、制度の周知及び情報提供依頼を行い、今後計画に周知等を行い、各種計画策定の際に取り入れ策定を予定している部署から相談があり、対応していただけるようにする。	子育て支援に関連する部署だけでなく、全庁的に周知等を行い、各種計画策定の際に取り入れ	継続実施	市の各種計画にもこどもの意見反映がされるよう庁内に周知及び意見聴取に関する情報提供を行う。	子育て支援課